

米軍基地関係特別委員会記録

<第4号>

平成24年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成24年10月10日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成24年10月10日 水曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後3時33分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 陳情第128号、第129号の2、第131号、第133号から第136号まで、第138号、第139号、第145号、第152号、第153号、第168号、第169号、第171号の2、第172号及び第173号
- 2 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
副 委 員 長	又 吉 清 義 君
委 員	末 松 文 信 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	玉 城 義 和 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	吉 田 勝 廣 君
委 員	呉 屋 宏 君

委員 比嘉京子さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地対策課長	池田克紀君
環境生活部環境企画統括監	下地岳芳君
環境生活部環境保全課長	上原栄淳君
福祉保健部保健衛生統括監	国吉広典君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。
陳情第128号外16件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境生活部環境企画統括監、福祉保健部保健衛生統括監の出席を求めています。

まず初めに、陳情第128号外16件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は0件、陳情は継続3件、新規14件となっております。

まず、継続審査となっている陳情3件につきましては、お手元に配付してお

ります。請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅に変更があった部分についてのみ御説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

陳情第128号、北部訓練場のオスプレイパッド建設計画について反対を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

北部訓練場の過半の返還について、県はSACO合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理・縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のへり着陸帯の移設について、これまでも地元と連携し、住民生活及び自然環境への配慮を求めてきたところであります。

MV22-オスプレイについて、県は、同機種の実用性に対する政府の説明は不十分であり、県民の不安が払拭されておらず、配備計画の中止を求めているところであります。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の6ページをごらんください。

陳情第133号、県民の命を危険にさらすオスプレイ強行配備を許さず、「普天間基地即時無条件撤去」の県民大会開催を求める陳情と、資料の7ページの陳情第134号、県民の命を危険にさらすオスプレイ強行配備を許さず、「普天間基地即時無条件撤去」の県民大会開催を求める陳情、及び資料の8ページの陳情第135号、県民の命を危険にさらすオスプレイ強行配備を許さず、「普天間基地即時無条件撤去」の県民大会開催を求める陳情につきましては、処理概要が陳情第131号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、9ページをごらんください。

陳情第136号、普天間飛行場の早期移設促進に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。平成21年9月の政権交代以降、名護市長選挙や県議会の意見書議決、県民大会の開催など県内の状況は大きく変化し、辺野古移設案は事実上不可能となっており、県としては、他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。

引き続き日米両政府に対し、普天間飛行場の一日も早い県外移設・返還を強く求めてまいります。

次に、10ページをごらんください。

陳情第138号、オスプレイ早期配備に関する陳情につきまして、処理概要を

御説明いたします。

沖縄県は、これまで再三にわたり、県民の不安が払拭されていない状況では、MV22オスプレイの沖縄配備には反対すると申し入れてきたにもかかわらず、10月1日に普天間飛行場にオスプレイが飛来しました。普天間飛行場は市街地の中心部に位置しており、航空機が人口密集地域上空を避けて飛行することは不可能であり、オスプレイの配備は同飛行場の危険性を増大させるものと考えております。

沖縄県民は、長きにわたり米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、進まぬ整理・縮小、頻発する事件・事故に加え、今回のオスプレイ配備でその認容は限界に達しております。

このような状況を踏まえ、オスプレイの配備計画中止と普天間飛行場の一日も早い県外移設・返還を強く求めているところです。

次に、11ページをごらんください。

陳情第139号、オスプレイの早期配備に関する陳情につきましては、処理概要が陳情第138号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、12ページをごらんください。

陳情第145号、ステルス戦闘機F22Aラプターの嘉手納基地暫定配備に抗議し、配備中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐっては、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時的配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、これまであらゆる機会を通じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し要請を行ってきたところであります。

県としては、引き続き航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を強く求めていきたいと考えております。

次に、13ページをごらんください。

陳情第152号、普天間飛行場へのオスプレイの配備を求める陳情につきましては、処理概要が陳情第138号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、14ページをごらんください。

陳情第153号、「沖縄県民の総意」に類する表現を使用しないことを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

去る9月9日に開催された県民大会については、与野党を超え、各界各層を

網羅し、大変多くの方々が実行委員会に参加され、オスプレイ配備に関し意見を述べられたことは、大きな意義があったと考えております。

県としては、各界各層が参加される運動と行政がそれぞれの立場で協力し、事態の解決を図ることが適切であると考えております。

なお、県民大会の決議等については、県民大会実行委員会名で採択されております。

次に、15ページをごらんください。

陳情第168号、北部訓練場のオスプレイパッド建設計画について反対決議を求める陳情につきましては、処理概要が陳情第128号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、16ページをごらんください。

陳情第169号、北部訓練場のオスプレイパッド建設計画について反対決議を求める陳情につきましては、処理概要が陳情第128号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、17ページをごらんください。

陳情第171号の2、琉球諸島の世界自然遺産登録（ヤンバル地域の国立公園化に関する件）に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

2、4について、北部訓練場の過半の返還について、県はSACO合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理・縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のヘリ着陸帯の移設について、これまでも地元と連携し、住民生活及び自然環境への配慮を求めてきたところであります。

次に、19ページをごらんください。

陳情第172号、ヤンバル高江におけるヘリパッド建設に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、2については、陳情第128号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3について、沖縄県が負担している過重な米軍基地の整理・縮小については、まず、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理・縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しており、今後ともSACO合意内容の着実な実施に向け、取り組んでいきたいと考えております。

4について、米軍基地に係る環境問題に関し、県は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協や渉外関係主要都道県知事連絡協議会一渉外知事会とも連携しながら、あらゆる機会を捉えて政府に対し求めているところであり、今後とも引き続き環境法令等国内法の遵守及び環境対策の徹底を粘り強く求め

ていきたいと考えております。

5について、国土の0.6%にすぎない沖縄県に在日米軍基地の約75%が集中している現状において、本県が負担している過重な米軍基地の整理・縮小については、まずSACOの合意内容を着実に実施し、段階的に基地の整理・縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しており、今後ともSACOの合意内容の着実な実施に向け、取り組んでいきたいと考えております。

次に、21ページをごらんください。

陳情第173号、東村高江周辺の北部訓練場で建設中の着陸帯工事の即時中止及び県民に対して説明責任を果たすことを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1及び2の(1)、アからエについて、陳情第128号に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2の(2)、アからオについて、県はこれまで国に対し、北部訓練場のヘリパッド移設問題については、県及び関係市町村に十分説明するよう申し入れてきたところであります。地元高江区において、国はこれまで3回の説明会を開催し、平成22年5月及び6月には沖縄防衛局、東村及び高江区一区長及び区長選任代議員3名等の三者による勉強会を3回実施しており、平成22年7月20日、東村は条件つきで容認の姿勢を示した上で、自然環境の保全と住宅地及び学校上空を飛行しないこと等を求めています。また、高江区は移設を前提とした条件を提示し、沖縄防衛局と調整が行われております。

県は、政府においては、地元の要望に最大限に配慮すべきと考えております。

2の(3)、アからウについて、北部訓練場のヘリパッド移設について、平成22年7月20日、地元東村は条件つきで容認の姿勢を示した上で、自然環境の保全と住宅地及び学校上空を飛行しないこと等を求めています。

また、高江区は、8項目の要請事項と10項目の事業要望を提出しております。

県としては、このような地元の判断を踏まえ、政府においては、地元の要望に最大限に配慮すべきと考えております。

2の(4)、アについて、去る9月19日に政府が示したMV22オスプレイの沖縄配備についてという文書の中で、垂直離着陸モードや転換モードでの飛行について、運用上必要となる場合を除き、垂直離着陸モードでの飛行を米軍の施設・区域内に限り、転換モードの時間を可能な限り短くすることが示されております。

2の(4)、イについて、環境レビューにおいて、現行の着陸帯17が地形飛行経路の始点となっていること及びオスプレイが同着陸帯の使用を想定していることが示されております。

2の(4)、ウについて、MV22オスプレイについては、県は同機種の安全性に対する政府の説明は不十分であり、県民の不安が払拭されておらず、配備計画の中止を求めているところでもあります。

2の(5)、カについて、一般国際法上、外国に駐留している軍隊に対して、その駐留している国の国内法令の適用はないことになっており、在日米軍についても国内法令の適用はないものとされています。

なお、県においては、米軍基地から派生する環境問題の解決には、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると認識しており、今後ともあらゆる機会を通じて、日米両政府に強く訴えてまいりたいと考えております。

2の(6)、アからウについて、陳情第128号に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2の(7)、アからエについて、ヘリパッドの移設においては、国による環境調査の結果や高江区及び東村の意向等も踏まえながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮すべきであると考えております。

以上で、知事公室の所管に係る陳情11件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境生活部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地岳芳環境企画統括監。

○下地岳芳環境企画統括監 それでは、ただいま議題となっております環境生活部関連の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

環境生活部関連の陳情は新規3件、継続1件となっております。

初めに、継続審査となっている陳情につきましては、処理概要に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の17ページをお開きください。

陳情第171号の2、琉球諸島の世界自然遺産登録(ヤンバル地域の国立公園化に関する件)に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

記の1について、県は、ヤンバル地域の国立公園指定後の世界自然遺産登録も視野に入れながら、環境省と連携し、マングース捕獲の徹底等外来種対策を

推進するとともに、世界自然遺産シンポジウムを開催するなど、ヤンバルの自然に対する県民の理解促進と世界自然遺産への機運醸成を図っていくこととしており、その取り組みについてはホームページ等で幅広く県民に周知していくこととしております。

記の3について、県においては、環境省那覇自然環境事務所と連携を図りながら、マングースの防除等外来種対策や希少種回復調査、自然公園や鳥獣保護区の指定など、沖縄の自然保護に関する諸施策を推進しているところではありますが、今後とも環境省那覇自然環境事務所と連携しながら、県民への情報発信を行うとともに、自然保護行政を推進してまいりたいと考えております。

19ページをお開きください。

陳情第172号、ヤンバル高江におけるヘリパッド建設に関する陳情につきましては、知事公室長より処理概要を説明しておりますので、説明を省略いたします。

21ページお開きください。

陳情第173号、東村高江周辺の北部訓練場で建設中の着陸帯工事の即時中止及び県民に対して説明責任を果たすことを求める陳情につきまして、処理概要を説明いたします。

2枚めくっていただきまして、23ページをお開きください。

記の2の(5)、アからウについて、環境影響評価法又は沖縄県環境影響評価条例に基づく環境影響評価は、事業者みずからが実施するものであり、また、条例の対象となる飛行場事業は、航空法施行規則第75条第1項に規定する陸上ヘリポート及び自衛隊法第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上ヘリポートの新設の事業と定めております。北部訓練場ヘリコプター着陸帯建設事業は、ヘリパッド—いわゆる接地帯のみの移設事業とされていることから、条例における陸上ヘリポートには該当しないため、対象事業ではありません。しかしながら、事業者みずから本条例の趣旨を踏まえ、同条例に準じて環境影響評価その他の手続を実施しております。

県は、当該手続において、関係村長の意見を勘案し、住民等の意見にも配慮するとともに、沖縄県環境影響評価審査会の意見を聞き、環境保全の観点から必要な意見を述べております。

次に、記の2の(5)のエについて、条例においては、使用する機種の変更は手続の再実施の要件とはなっておりません。しかし、国においては、事業者としてオスプレイの配備に係る環境影響評価、特に、航空機騒音や周辺の動植物への影響に係る環境影響評価の再実施を検討する必要があると考えております。

次に、記の2の(5)のオについて、北部訓練場ヘリコプター着陸帯建設事業は、条例の対象事業ではありませんが、事業者みずから同条例の趣旨を踏まえ、同条例に準じて環境影響評価その他の手続を実施しております。条例においては、環境影響評価の項目として歴史的・文化的環境を設定しておりますが、当該事業に係る環境影響評価図書によると、当該事業実施区域及びその周辺において歴史的・文化的施設等がないことから、環境影響評価の項目から除外されております。

次に、記の2の(5)のキについて、環境影響評価法及び条例は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境影響評価を実施するための手続を定めたものであり、訓練などの行為については対象となっております。

次に、記の2の(5)のクについて、北部訓練場ヘリコプター着陸帯建設事業に係る環境影響評価は、条例の対象ではありませんが、事業者みずから条例の趣旨を踏まえ、条例に準じて環境影響評価その他の手続を実施したものです。日本環境管理基準—JEGSは、日本における米国防総省の施設及び組織的活動に適用される内規であり、当該事業に係る環境影響評価とは関係はありません。なお、JEGSにおいては、環境影響評価に係る規定はありません。

以上、環境生活部に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。
御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境生活部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、福祉保健部保健衛生統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

国吉広典保健衛生統括監。

○国吉広典保健衛生統括監 それでは、福祉保健部所管の陳情について御説明いたします。

資料の2ページをごらんください。

継続の陳情第129号の2、沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明と経緯の説明を求める陳情の福祉保健部関連は、記の2の(4)と5の後段部分の2事項ございます。

2事項とも前定例会の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 福祉保健部保健衛生統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 陳情説明資料の2ページ、陳情第129号の2、継続になっている枯れ葉剤に関して質疑をします。

県は、ベトナム戦争で枯れ葉剤が使用されたことの認識は持っていますか。

○又吉進知事公室長 さまざまな報道や文献から、ベトナム戦争で枯れ葉剤が使用されたものと考えております。

○新里米吉委員 ベトナム戦争当時、沖縄が米軍の出撃基地、補給基地として使用されたことは知っていますか。

○又吉進知事公室長 承知しております。

○新里米吉委員 そうすると、常識的に考えて、ベトナム戦争で枯れ葉剤が使用され、沖縄が出撃基地であった、補給基地であったことを認識している、知っているというのであれば、沖縄に枯れ葉剤が保管されていた可能性が高いと考えるのが普通だと思うのですが、そこはどうですか。

○又吉進知事公室長 可能性はあると考えております。要するに、当時は米軍が沖縄の基地を自由に使用できたという意味では、それはあり得るだろうと考えております。したがって、その不安を県民がお持ちだということも承知しております。

○新里米吉委員 当然、自由使用もして、沖縄が出撃基地であって、枯れ葉剤が沖縄に持ち込まれた可能性が高いという認識はあります。しかしながら、先日の本会議などでも答弁の中で出ていましたが、外務省を通して米国に問い合わせ

せたら、枯れ葉剤を沖縄へ持ち込んだことを示す資料は確認できなかったという回答であるということによって終わってしまうのです。米国あるいは日本政府が全て正直に話すとは思えないし、これまでも密約等、幾らでも県民だましをして、事実を覆い隠してきたことは当然知っておられますね。

○又吉進知事公室長 まず、可能性は高いとは申しておりません。これは微妙なところですよ。可能性はあると。つまり制度、当時の統治状況からして、それは米国によって可能であったらと私どもは認識しております。また、その密約等につきましては、現実にはそういうものがございました。それは大変遺憾だと考えておりますが、全ての問題について米国が覆い隠すという状況にあるかどうかについては、県は判断できません。

○新里米吉委員 これまで県内のマスコミでも、米国の退役軍人等がいろいろな証言したことが新聞に出ている。そして、実際に米国では、退役軍人たちがベトナムで、あるいは、中にはベトナムには行かなかったけれども沖縄で枯れ葉剤を使って、あるいは運搬して、そのことでがんとか、あるいは皮膚病とかいろいろなことがあって、米国でそれが認定されて補償されているという、いろいろな資料が出てきているようです。そういうことから考えると、これはそのまま放置できないのではないですか。

○又吉進知事公室長 県は放置はしておりません。引き続き情報収集すると議会答弁でも申し上げましたし、ただ、今の米国退役軍人省の件で言いますと、退役軍人省のスタンスについても一これは外務省を通じてですが、その考え方も議会の答弁で申し上げたように収集してございます。そういったことを通じて、現在、県におきましては、この問題が何事もなく終結しているという認識はございません。

○新里米吉委員 そうすると、県の知事公室には地域安全政策課とか、あるいは基地対策課などがあるわけですから、職員を米国に派遣して、退役軍人省あるいは実際に証言された方々など調べてこないと、ただ問い合わせでどうだこうだというだけでは県民の不安も払拭できないし、疑問を持っている方々に対しての正確な答えにもならないと思うのですが、知事公室として米国に派遣して、実際にいろいろな資料を取り寄せて、県が主体的に分析すると一問い合わせるのではなくて。そういう姿勢は持っていないですか。

○又吉進知事公室長 できる限りのことはしようと思っております。ただ、今の米国に人を派遣する、しないということにつきましては、これはインターネット等を通じていろいろ情報収集をしておりますし、その退役軍人省の考え方等についても、できる限りの資料を現時点で、この沖縄において、さまざまな機会を通じて調べているところです。ただ、それ以前にまず環境被害、実際にダイオキシンが沖縄で出ていないかということも、極めてここが重要でございます。そこは環境部門と連携をとりながら、あるいは市町村—これは北谷町等からも御意見は聞いておりますし、どの場所で、どこで保管された可能性が高いかという記憶をどうか掘り起こせないかということもやっております。現在、なかなかこれだという確証が得られていない状況でございます。

○新里米吉委員 あれから40年以上たっていますから、つい10年、20年前だったら、かなりダイオキシンもあったところから発見されやすいのだろうけれども、40何年もたつとダイオキシンもかなり希釈されてしまうし、よほどのところでないと、実際あったとしても発見が非常に難しい。土壌からもなかなか検出しにくいという年次的に長くなり過ぎているので、実際に出てれば、非常にこれは大事なことです。これはぜひ続けてほしいです。それだけではなくて、やはり米国から取り寄せた資料も検証しながら、やはりいずれは実際に米国に行って、その退役軍人の皆さん、補償を受けている皆さんで沖縄におられたという人たちから直接県が話を聞いて、ある意味での実証のようなことをしていくことをぜひ頭に入れて取り組んでいただくよう、この件については要望しておきたいと思えます。

あと1つ、陳情説明資料の1ページ、継続の陳情第128号、新規の陳情第168号及び陳情第169号に関連して、北部訓練場のオスプレイパッド建設反対の陳情です。それについて質疑して、私は終わりたいと思えます。

先日の一般質問等で非常に明らかになってきたのは、私の質問に対して知事公室長も答えていましたが、ハワイでは400名の署名も配備中止の理由の一つになったと。幾つかありますけれども、その一つに400名の署名という話もありました。私もびっくりして、ハワイは400名の署名で配備中止の理由になるけれども、沖縄は県議会、全ての市町村議会で全会一致の意見書や決議が採択されても一顧だにされない。実に驚くべき二重基準。配備に対して米国、日本政府が沖縄の民意を全く無視して押しつけてくる姿勢が、この一つを捉えても明らかになってきた。そして東村高江についても、オスプレイが運用されて、強い下降気流と熱風で貴重な動植物に重大な影響が予想されることは、環境生活部長の答弁でも非常に明らかでした。非常に心配している。そして、さらに

は東村高江のヘリパッド工事が進められようとしています、これが実際につくられたら、そこにオスプレイが運用されるであろうことは、知事公室長も先日認めた—そうですね。そういうことを総合的に考えていくと、これは東村高江のヘリパッド工事がそのまま進められて、強行されて、ヘリパッドができてしまう。だから、実際にはオスプレイパッドと言われて、オスプレイの離着陸に利用できるような、これまでのヘリパッドと違って、オスプレイが利用できるヘリパッドを今つくっていることも明らかになってきている。そうしたら、そのまま建設されて、それまでにオスプレイが沖縄から撤退しない、我々が撤収させることができないということが起きたら、当然、東村高江のヘリパッドは、オスプレイの離着陸訓練などに利用されることになると思うのですけれども、その認識はいかがですか。

○又吉進知事公室長 環境レビューの中にも、建設が予定されている6つの着陸帯を使用すると。これは明記されておりまして、オスプレイが北部訓練場に新たに建設される6つの着陸帯、東村高江を含む着陸帯を利用する、使うという認識はございます。

○新里米吉委員 そうすると県の考え方、あるいは県議会で全会一致のオスプレイ配備反対の意見書も採択して、県もその姿勢で担当大臣やきょうの新聞では総理にも要請したというのが出ていて、相変わらず日本政府は反対の要請に来たら、そこでちょっとしゃべって、説明をしたと。逆手にとるような、こそくな手段を常套手段として使われているのですが、あの政府のやり方からすると、どんどん強行していく。これが非常に見え見えなのです。そういう見え見えの中で、そのまま進めていったら今、知事公室長も認識されているように、オスプレイの運用で使われてしまうと。東村高江がオスプレイの運用で使われる。当然そこら辺の北部の山、あるいは北部訓練場の上をオスプレイが飛ぶ、低空飛行訓練もすると。そうなったら、そこには絶滅危惧種、準絶滅危惧種、希少種など多くの動植物がすんでいる。沖縄ではこれらは無視される。米国ではこれらは訓練中止の対象になる。こういう事態が発生することがもう明らかですよね。どうですか。

○又吉進知事公室長 まず、北部訓練場へのオスプレイ配備の影響につきましては、県も当初から大変危惧しておりまして。それゆえに質問状を發しております。とりわけ、東村の方々が不安に感じているという認識がございまして、それを出したと。一定の回答は返ってきております。環境レビューあるいは政

府からの回答に示されていて、火災は生じる可能性は低いとか。しかしながら、総体として県はその政府の説明については不十分だと考えておりまして、したがってオスプレイの配備には反対しているという状況でございます。

○新里米吉委員 ですから、県が2カ年ぐらい前から防衛省に対して沖縄の海兵隊の問題、あるいはオスプレイの問題の質問を出して、鋭く問題点を指摘しながら、しかし、防衛省はまともに答えない。中には間違った回答もするということがこれまでもあった。先ほども話しましたように、大臣や総理は、沖縄が反対をしても逆手にとって、自分たちの都合のよいような形でいかにして押しつけるかしか考えていない。これも明白になってきている。県はこういう状況があるから配備に反対だと言っても、それを問題にしようとしなない。そうすると、そのままいけば、北部の大事なヤンバルの中にすんでいる動植物に大変な危害が加えられてしまう。それをわかりながら、政府の問答無用の姿勢もわかりながら、反対の姿勢を持っている沖縄県がそのままの状況の中で、東村高江のヘリパッド建設を進めさせてよいのかどうか。非常に大きな矛盾を抱えることになると思うのですが、どうですか。

○又吉進知事公室長 まず、そのヘリパッドにオスプレイを持ってくること自体、これは東村高江に限らず、オスプレイは69カ所の着陸帯を使うと明言しておりまして、そこを使う、あるいは普天間飛行場周辺の住宅地上空を飛行するといったことが明白になって、現実はその事態が始まっているという中で、オスプレイの配備計画を中止するよう、あるいは昨日は一つ一つ、単に反対ではなくて、こういうことをおやりになるべきだということを例示しながら、オスプレイ配備の計画中止を求めているわけです。したがって、そのオスプレイに関しては県の姿勢は一貫しております。一方で、東村高江のヘリパッドにつきましても、これは再三繰り返しになりますが、北部訓練場の過半の返還という基地の整理・縮小に資する合意が行われるための一つの条件であると。したがって、それはそれで地元と十分連携した上で、環境あるいは住民生活への影響を最小限に食いとめるよう申し上げていると。それぞれの方針は特に矛盾しているとは考えておりません。

○新里米吉委員 配備されているオスプレイを撤収させる、撤退させる。その取り組みは、私たちもこれから息の長い闘いをしないといけないということで話し合いもしていますので、いろいろな方法を使って息の長い闘いを、しかも、米軍が嫌がるような方法も考えながらやらないといけないだろうということで

撤退させるための活動はするけれども、今の日米両政府の対応は、押しつけて沖縄で訓練するという姿勢の変化が見られない。強硬姿勢のままである。このことはお互いの共通認識であるはずなので、確かにSACO合意の問題もあるけれども、皆さんはそれを言うけれども、しかし、東村高江にオスプレイを訓練するための離着陸ができる施設がつくられていると。今、進行中であると。これをとめることも大事なことであって、一方のSACO合意の話ばかり持ち出してきては、もう一方の県も一緒になって反対しているオスプレイの訓練を沖縄でさせないようにしようというのに、させるような施設をそのまま認めていたのでは、これは少し県の姿勢としても、これはSACO合意があるから特に問題ではないなどという話では、聞いて納得できる答弁にはなっていないと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情説明資料21ページ、陳情第173号、これも環境レビューにも書かれております。SACOとオスプレイの配備とは関連していますか、関連していませんか。

○又吉進知事公室長 SACOの背景には、米軍によるこの地域の活動、そういったものがSACOの計画の中に盛り込まれているということですから、当然、海兵隊が機種をMV22にかえていくという考え方は反映されているものだと考えています。

○吉田勝廣委員 いわゆる北部訓練場であれ、それから中部訓練場であれ、特に北部訓練場の演習場の返還に伴うヘリパッドの移設は、これはSACO合意と関連するということであれば、SACO合意の基地負担軽減のための着実な実行というか、それとどういう関連があるのかな、矛盾しているのかなと思ったりはするのだけれども、そこはどうでしょうか。

○又吉進知事公室長 まず、オスプレイの配備につきましては、米側あるいは政府は、これは一つのCH46からの機種の交代だと見ている。そういう意味では、海兵隊の運用という一つの流れの中にあるわけですが、ただ、オスプレイに関しましては、何度も申し上げているように開発時期に事故が多発して、県民はその情報を知り得ていて、非常に不安に感じている。したがって、その不

安を払拭していただきたいということを再三申し上げてきた。ところが、それは逆に県民の不安を非常に増大させることになって現在に至っているわけですから、やはり、オスプレイはオスプレイの問題としてしっかり解決していただきたいというのが県の考え方でございます。

○吉田勝廣委員 両方あると思うのだけれども、SACOと関連している、SACO合意の着実な実現が沖縄県の負担軽減につながるわけだからと、県はずっと一貫した姿勢をとっているわけです。SACO合意の着実な実行とか実現とか。そうすると、オスプレイはずっと米国の中では配備計画、この回答書にもあるように、各基地への配備計画をずっと続けているわけです。米国内の基地であれ、国外の基地であれ。特に、普天間飛行場にはことしの10月に配備しますと数年前から言われていて、そしてSACO合意の、例えば普天間飛行場を名護市辺野古へ移設するとき、1997年、米国の配備計画の中でオスプレイが配備されるので、いわゆるオスプレイの格納庫であるとか、あるいは辺野古の格納庫の設計であるとか、現にいろいろなもの書かれているわけです。そうすると、この北部訓練場の返還に伴う6つのヘリパッドは、ある意味ではそういう関連をしている。普通のCH46が退役するから、そういうオスプレイ用のヘリパッドをつくらうと。だから、この周囲に草が生えたりするとやばいから、その辺はいろいろ手を加えようではないかとか、あるいは木をカットしなくてはいけないのかとか、そういう形で着々と進んでいるわけだから。もちろん、県から言うと基地が整理・縮小されて、ある意味では基地が返還されることはよいことだと。だから、着実にSACO合意の実現に向けて努力しているから、東村高江のオスプレイについては今のところ何も言えないと。そういうことになるのですか。

○又吉進知事公室長 整理しますと、SACOの合意事案、北部訓練場の過半の返還につきましては、これは県あるいは地元もそれによってもたらされるものは大きいということで、これは進めるべきだとこれまで申し上げてきたわけです。しかも、地元においてはそこの開発の考え方まで示しているということです。ところが、ちまたで言われていたことが、オスプレイの配備が現実のものになって、現実に姿をあらわしていると。オスプレイにつきましては、先ほど申し上げた経緯で認められるものではないと。したがって一誤解を招いたら困るのですが、SACOの合意事案を据えつつ、オスプレイが来ない状態をつくるのが県の求めているところなわけでありまして。したがって、オスプレイの配備には反対だと申し上げているわけです。

○吉田勝廣委員　そこは私も賛成です。逆に、オスプレイが来なければ建設しても役に立たないわけだから。基本的にはそういうことなのです。オスプレイが来なかったら、このヘリパッドを使う飛行機はないわけです。現にCH46もなくなるわけだから。これは非常によいことなのです。だから、結局今はヘリパッドをすぐつくったとしても、オスプレイが来なければこれを使うヘリコプターはない。それは非常によいことだと思います。ただ、現実的にまだ日米両政府がオスプレイの配備を諦めていないものだから、やはり住民の皆さんの不安というか、オスプレイが強行されるのではないか—現に今、もうやっているわけだから、そういうことが懸念されると。その間、オスプレイ配備に反対するけれども、現に強行されて、現に演習が行われている。その間に墜落した場合にはどうなるのという不安があるわけです。だから建設も中止してもらいたいというのが東村高江の皆さんの考え方ではないのかと。その辺は知事公室長、どう思いますか。

○又吉進知事公室長　オスプレイの危険性あるいは不安といったものの情報が入ったときに、やはり県としましては、配備されるであろう普天間飛行場、さらにそれが集中的に運用されるであろう北部訓練場といったものの影響が最も大きいであろうという予測がつかしましたので、そこに集中して宜野湾市と連名で質問状を出したと。それは、政府に十分意識していただきたいということでございます。しかしながら、現在その対応は不十分であって、今、委員のおっしゃったような疑問、先ほど新里委員がおっしゃったような疑問になっているのだと理解しております。

○吉田勝廣委員　だから、結局は強行されて、現に今、訓練を頻繁にやろうとしていると。今はまだ下見程度の訓練だと思うので、これが本格的になるとその不安が増幅するので、この辺は、県としても東村高江のヘリパッド建設等について、今後どうするのかについて各部局集まって検討していただきたいと思っております。

次に、ここにも環境レビューは書いてありますけれども、その環境レビューはどの程度の信頼性があるのかと。その信頼性の問題、これは何かこの航空機をつくったところの方々が調査をして、それを軍に上げて、軍と調整してと、そういうことも書いてあるものだから、その信用度はどうですか。

○又吉進知事公室長　そのレビューの信用度というものは、なかなか測定しに

くい部分がございます。しかしながら、仮にも日米両政府がその政府の責任において公式に出してきた文書であることにつきましては、それなりに一定の責任があると考えておりますが、実際に騒音を測定したり、県の検証をもって、環境レビューに出ている予測とどれぐらい整合しているか、あるいは逸脱しているかということをしっかり検証すべきだと考えております。

○吉田勝廣委員 私は、信頼性に欠けるのではないかと思うのです。実態と少しかけ離れた部分が多いものだから。その例として、CH46とオスプレイの訓練回数が書かれている。環境レビューの61ページと62ページの、例えば着陸帯—LZスワンでもいいです、LZキンブルーでもいいです。48と34、私もいつキンブルーがLZになったかよくわからないけれども、この中でレアと書かれていて、14回と書かれていますね。まれにというか、訳がよくわからないけれども、これには最初から14回と書かれています。今までCH46は14回やっていますと。それで、本会議でその回数は離着陸訓練をしている回数という話を聞いたものだから、この14回というのは年間に14回、LZキンブルーで離着陸を訓練しているという判断でよいのですか。

○又吉進知事公室長 本会議でも申し上げましたが、この環境レビューについては沖縄防衛局の職員が持ってこられて、その職員の説明では、いわゆる1着陸のたびに1回ずつ数えているということで、それが14回という形になっていると理解しています。

○吉田勝廣委員 オスプレイはキンブルーでは420回やりますと。これに書かれているわけですから。このとおりいくと、LZスワンでは—これは新しく金武ブルー・ビーチ訓練場に移設されたものです。これが14回から1260回になると。こう書かれているわけです。14回といたら1日の訓練回数以下です。私たちは何回も目撃しているわけです。だから、これは信頼できないので、私は回数の話をしたわけです。本当かと。私たち金武町民は、1年間で14回訓練していると言うのだったら、これはとても信用できない。現場には何十回、何百回やっているわけだから。私は4時間目撃しているけれども、2機で4時間に100回以上離着陸しているわけです。しかも、ホバリングはしょっちゅう、無灯火もしょっちゅう。すると、こういうことを平気でここに書くものだから、この信頼性はいかかなものかと問うたわけです。その辺はどうですか。

○又吉進知事公室長 現実はこの数字が出てきて、この数字の中には、我々が

これまで承知していなかったような数字が多く含まれております。今、委員がおっしゃった印象で、これは実態と整合しているのかということもかなり多々ございます。こういうことにつきましては、きちんと整理して、また投げかけてみたいと思っておりますが、どうも基礎となるデータが今のところ余りなくて、これは金武町とも連携をとって、とりわけ金武町は、LZスワンについては住民から見えるということで非常に危機感を持っておられるので、そういうこともしてまいりたいと思います。これが信頼できる、できないについては今、判断材料が少ないという状況でございます。

○吉田勝廣委員 これはたくさん読めば読むほど、本当に不思議だと思えるほど実際の運用と現場で違うものだから。運用とは何ですか、ソーティーとは何ですかと、回送とは何ですかという質問をしたわけです。普天間飛行場から各LZまで行って戻ってくると。何時間で戻ってくるのだと。それからもう一つは、オスプレイは、いわゆる固定翼モードから回転翼モードに変わる時間が一例え金武ブルー・ビーチ訓練場の上で海から着陸態勢に入りますと、距離が短いのです。ヘリコプターだったらそのままやるけれども、オスプレイはできっこない。これからこれに変形すると。だから、これは回転翼モードでしか着陸訓練ができないということ。そうすると、ホバリングはずっとやっているわけです。要するに、ここに書かれているのは、普天間飛行場から着陸するときの時間帯だけ書いてあるのです。実際、訓練しているときのことが書かれていないわけです。そこに大きな問題があると。例えば、このオスプレイが訓練というか、実地の下見をしてから、私のところに6回、怖いという電話がありました。小学校の上も飛んでいると。私の上の上空も飛んでいると。皆さんへの回答書の中に、基地の中しか飛びませんということで一今度、知事も抗議しているみたいですがけれども、その安全性の運用以外に飛んでいるものだから、いわゆる日常的に今までやったようなことを米軍はやっているに過ぎないのではないかと。とてもではないけれども、このLZ、例えば中部訓練場の訓練とすると、大体30カ所ぐらいあるわけだから、その上空、基地内の上空だけを飛ぶということは不可能に近い。しかもLZキンブルーとLZスワンは、知事公室長が言うように、その数字が正しければ、2つ合計すると年間1600回ぐらい使うのです。そこに飛ぶためにはどうしても海から上がるか、あるいは基地から来るか、どうしても旋回するには民間地域の上空を飛ぶのです。だから、実態と合わないというのが環境レビューを読んでの印象なのだけれども、そこをどう解決しますか。

○又吉進知事公室長 例えば今、委員が御指摘のように、14回だったものが1260回になってしまうと。一体この中身は何なのかということは、県は非常に疑問に感じております。したがって、そこは現在飛び始めてしまっておりますので、そこをしっかりと監視するというのと、あわせてこの運用計画の中身とその影響、そこはしっかりと検証してまいりたいと思っております。

○吉田勝廣委員 環境レビューが4月に出ているわけだから、もはや半年になるでしょう。基地対策課はその分析が少し足りないのではないのかと。やはりそういうところは、基本的にはこういう数字を見て、現状はどうなっているかということをややはり把握することが大事ではないかと。14回から1260回になるわけだから、しかも、その14回というのは現状に全然即していない。我々が見ても、1日の演習で14回は終わってしまう。そういうことを信用しなさいと言われても信用できないというのが私の印象です。また、もう一つは何なのか、例えば強襲揚陸艦—LHA、これは軽空母と言ってもいいだろう。この揚陸艦は沖縄に頻繁に来るわけです。それで、伊江島補助飛行場でよく訓練をします。そうすると、伊江島補助飛行場は滑走路を抱えているわけだから、その伊江島補助飛行場の訓練も非常に頻繁になる。そうすると、伊江島補助飛行場は実際に今まで余り運用されていなかったのだけれども、いわゆるオスプレイの訓練場化するのではないかなと。それも3000回、よくわからないけれども、そういう訓練をしようとしているのだから、今までと違った訓練のあり方からすると、実際そこはどうなるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 委員がおっしゃるように、環境レビューによりますと、伊江島補助飛行場における訓練は非常に膨大な数の増加が予想されるということで、これも環境レビューによってもたらされた情報でございますが、当然地元は不安視しておりますし、その実態あるいは具体的な計画、あるいは目的といったものについては県も今のところ具体的な情報を持ち合わせていないわけですが、しっかりこれは政府に説明を求めたいと思っております。

○吉田勝廣委員 例えば、環境に即してモデル地域が1260回とか、モデル地域になっていますよとか。あるいは極端に言うと、伊江島補助飛行場はLHAと協同訓練ですよ。軽空母からそこに飛んでくるわけだから。そうすると、伊江島補助飛行場では非常に実践的な訓練をするのではないのかと。しかも、今金武町に海兵隊の第31海兵遠征部隊がいます。この部隊は精鋭部隊だから、この2000名の部隊がやはりこれに乗って、あちこち行って訓練をするということ

だから、例えばキャンプ・ハンセンの基地内、北部訓練場内、伊江島補助飛行場内、その施設内の演習は若干減少はされるけれども、基地外の訓練、これがかなり強化されているという状態、オスプレイの足が長いから。しかも、足が長いから、沖縄県における訓練場は訓練場として少し不適當ではないのかな。要するに、言いたいことはモードを変換する距離が足りないということです。そういうことを頻繁に繰り返すことによって、必ず事故率は高くなるのではないかという感じがするものだから、その辺の分析はどうなるのかな、距離との関係。例えばこう上がって飛んだ、それで固定翼モードになる、また着陸態勢に入る。その間の距離です。これはどう判断していますか。

○又吉進知事公室長 標準的な垂直離着陸モードから離陸し、固定翼モードに入るという形は示されているわけですが、今、委員がおっしゃったような個別の地形に準じたときの飛行機の動き方、あるいはモード転換の仕方というのはまだ情報がもたらされていないわけでごさいます、それを委員を初め、地元の方々が不安視する。とりわけこの機体は、転換モードでの事故が多発しているということです、そこは県としましても非常に問題視してごさいます。したがって、そこはしっかりと、かつて次々質問をということをお願いしましたが、これはきちんと政府に確認したいと思っています。

○吉田勝廣委員 だから、疑問が多すぎるというのが現状なのです。例えば、ホバリングは5秒しかしませんと書かれている。しかし、ホバリングが一番最大の訓練なのです。空中で待機して、そこから人を乗せたり、運んだり、これで訓練するわけだ。単なる離着陸訓練だけではなくて、ホバリングして、そこから人をおろしたり、物を引き上げたり、それから飛び出したり、上ったりするわけだ。訓練場におけるそういうホバリングとは、どういう位置づけなのかと。私が目撃していても、CH46なんかは15分から20分は空中でやるわけだから。そこで人がおりたり、通信したりするわけです。そうすると、これはホバリングというのが一番やばい。しかもオスプレイは重いから、そういう事故率がまた高くなるとやばいなと思うわけです。その辺は知事公室長、これからまた防衛省といろいろ詰めの話をするのだろうけれども、そういうことが余にも不明確というか、よくわからないというか、実態と合わない。このオスプレイの環境レビューは、今のCH46の演習の実態と合っていないことが書かれてあるということだけは言っておきます。

もう一つは、これからオスプレイが各ヘリパッドに向かって、中部訓練場には50カ所あるわけです。キャンプ・ハンセンに32カ所、それから北部訓練場が

12カ所、伊江島補助飛行場が6カ所。そうすると今、使えるというヘリパッドは50カ所。その50カ所を、極端に言えばキャンプ・ハンセンも中心、北部訓練場も中心、伊江島補助飛行場もたくさん使う。今からその運用をするわけです。

1ソーティという基地から出て帰ってくるまでの時間、1つのオスプレイが普天間飛行場に帰ってくる時間とか、そういう時間帯をまた1つチェックする必要があるのかと。そして、そのオスプレイが離着陸できるLZ50カ所をどういう形で使うのか、訓練するのかということも必要でしょう。それから、立地条件があります。広場なのか、そうではないのか。これは逆に検証するのも非常に大変だと思います。例えば、この環境レビューには金武レッド・ビーチ訓練場も書かれていたのです。金武レッド・ビーチ訓練場は、この調査をした人たちは大体ゴー・サインを出したのだけれども、米軍に上げたら運用上だめだと。キャンプ・ハンセンにもたくさんあります。32カ所だけれども、前は40幾つぐらいありました。こういう金武レッド・ビーチ訓練場もLZだと言ったけれども、そこは運用上使えませんか。そういうことがあるものだから、余計こっちは一今まで金武レッド・ビーチ訓練場にヘリコプターが着陸したことがないのです。広場は全部LZにしてしまったのかなと。ある意味では、いわゆる米軍が使えるような海岸線の広場、だからLZキンプルーもあります。それからまた伊江島の海岸線に沿ってと。だからもともとの滑走路全体がLZになるわけでしょう。普通、LZと言ったら30フィート、30フィートで囲まれたものと書かれているのではないですか。滑走路全体がなくなってしまふ。そういうことで、結局、伊江島補助飛行場もなくなってしまふわけでしょう。LZキンプルーも、もともとなかったところをLZにしてしまったわけだから。ここも距離が長いです。金武ブルー・ビーチ訓練場全体。ここに入ってしまったているわけですから、訓練をするわけです。要するに、この環境レビューは今までにないようなLZの決め方をしているのではないのかという感じもするのです。その辺の総点検も必要でしょう。過去と現在はどうなっているのかという総点検も必要だと思います。実際、見ていての感想です。もう余り北部訓練場は言いませんけれども、北部訓練場にも大体そういうところがあると思います。私の見た目ではです。

最後に、環境レビューに少し書かれているものだから、例えば、CH46が東北地方に行って、いろいろな人命とか瓦れきの対処とかをしました。そのCH46の解体作業をしているわけだから、その放射性物質はどう処理しているのかと思って。恐らく適正にやっていると思いますが、この辺の情報はありますか。

○又吉進知事公室長 かつて、いわゆるトモダチ作戦後に除染したものはどうなっているのかと問い合わせたときに—これは大分前ですが、除染したものは

今、普天間飛行場の中の室とか、そういったものはきちんと保管されていて、環境への影響はないという回答が返ってきております。

○吉田勝廣委員 保管の方法は、どういう保管をしているのかと聞いたことがありませんか。

○又吉進知事公室長 詳細には示されておられません。適切に管理をしているということでございます。

○吉田勝廣委員 例えば、米軍が使ったPCBがあります。恩納村南恩納の通信基地跡から見つかったPCBがあるのです。米軍は、あのときの保管場所はきちっとしているわけです。もちろん日本政府もです。どういうところで、どのように格納・保管していると。だから、今の知事公室長の答弁だと少しただ保管しているということだけなものだから、この辺の保管状況はどうかと。何か情報はありますか。

○下地岳芳環境企画統括監 CH46の解体に伴い、放射性物質が含まれているのかということもありますので、その辺の適正処理については、私どもも環境レビューの中で質問をしております。その質問に対して、米側に確認中であるという回答をいただいております。キャンプ・キンザーで解体するという方針のようですが、回答待ちということです。

○吉田勝廣委員 お願いがあります。環境レビューの内容が余りにも曖昧さと現実に合わないということを先ほど言いましたので、その環境レビューの、例えばソーティーとか、運用とか、クローズドパターンとかは附属Aに記載していると書かれているものだから、この附属Aの英文はあるらしいけれども、この訳とか、そういうところをぜひ。また、私が質疑した疑問点もありますので、この辺はぜひお願いしたいと。さらに、放射性物質もあるかないかはわかりませんが、その保管状況もぜひ明らかにしていただきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 では、陳情説明資料の2ページ、陳情第129号の2から質疑をいたします。この件に関しては、3つの角度から質疑いたします。

まず1つは、枯れ葉剤の有無の事実確認について。まず、2ページの処理概要に、県は昨年10月に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて、日米両政府に退役軍人等の証言についての事実確認をしているとありますが、まだその返答がないという理解でよろしいですか。

○池田克紀基地対策課長 枯れ葉剤について質問しているところですが、回答につきまして一米側からの回答ですが、1961年から1962年にわたって、あるいはそれ以降、北部訓練場において枯れ葉剤が使用または貯蔵されていたことを示す資料、証言及び記録はない。また、外務省からの照会に対しても、在京米大使館から、米政府としては沖縄における枯れ葉剤の使用を裏づける記録は確認されなかったという回答がございます。

○比嘉京子委員 日米両政府からの正式な回答以外に、県独自としてどのような調査を今日まで行っているのでしょうか。簡潔でよいので概要をお願いします。

○池田克紀基地対策課長 県からは去る2月、外務省沖縄事務所に対しまして、事実関係の確認をしております。これに対しての外務省からの回答としましては、結論だけ申しますと、沖縄における枯れ葉剤の使用等に関する確証的証拠はないことが明らかにされているという回答でございます。それから、県に関連しますと、北谷町及び名護市で調査してございまして、県が北谷町及び名護市と調査の内容等について確認しているところですが、北谷町がことし2月に行った環境調査の結果としまして、土質や水質の調査で異常は報告されなかったということでございます。それから名護市においては、ことし3月初旬に米軍雇用員等を対象に聞き取り調査を行いまして、3件の聞き取りができたようですが、ただ、聞き取りの内容としましては、海でとった貝から黒い油のようなものが出たとか、報道の範囲内のものにとどまっております、枯れ葉剤の存在について確証が得られるような証言はないと名護市からは聞いております。

○比嘉京子委員 米陸軍化学物質庁におけるジョンストン島の報告書については、内容等は把握されているのでしょうか。

○池田克紀基地対策課長 御質疑の件につきましては、外務省に照会したところですが、それにつきましては、枯れ葉剤があったという情報はないというこ

とでございます。

○比嘉京子委員 沖縄県独自として報告書そのものを入手して、読み取るという作業はしていないのでしょうか。また、する必要がないのでしょうか。

○池田克紀基地対策課長 報告書につきましては、英文ですが入手しております、訳をしているところでございます。

○比嘉京子委員 訳をしている途中であって、その内容についてはまだ十分に把握されていないという理解でよろしいのでしょうか。

○池田克紀基地対策課長 まだ全部は訳されておりましたが、結論部分だけで申しますと、県内に枯れ葉剤が貯蔵されていたという確証はなかったというのが結論でございます。

○比嘉京子委員 かつては県内にあったという確認はできているわけですか。つまり、この報告書というのは、沖縄から化学兵器を移送したわけで、化学兵器の中に枯れ葉剤も一緒にあったと報告されていると思うわけですがけれども、今はないという理解になっているのでしょうか。かつてはあったという理解ですか。

○池田克紀基地対策課長 この報告書にそういった事実が記載されてはいるようですが、その記載自体が、沖縄に枯れ葉剤があったと報告されていたという記述の部分は不正確であり、米陸軍及び米国政府が承知している事実と異なっている旨の説明がございました。

○比嘉京子委員 説明がと言うのではなくて、今、県自体がそれを読み解いているのではないですか。ここにもあるのだけれども、県自体がこれを解読しているわけだから、聞いたような発言ではなくて、それを自分たちで読んだ結果、そういう事実は確認できなかったと言うのですかということを確認しているわけですか。

○池田克紀基地対策課長 今、訳されたものはございません。ただ、新聞報道に書かれてあるものと同様という確認をしております。

○比嘉京子委員 これはいつ入手されて、どれぐらいかかっているのですか。

○池田克紀基地対策課長 入手したのは、平成24年8月8日にインターネットから入手してございます。

○比嘉京子委員 私は、少し時間がかかり過ぎではないかと思うのですが、このレッドハット作戦における沖縄からの大量の毒ガス移送について、その中に枯れ葉剤が含まれていることは書いてあると思うのです。そのことで、かつて沖縄にあったのですか、今はないのですかという質問に対しても明確な答弁がないのは、多分まだそれをきちんとできていないと思いますけれども、もう少し迅速に、こういう重大な事実に関して日米両政府がこれまで沖縄にとってきた態度を勘案すると、沖縄県はそのままのみにしてはいけなないと、これまでの経験上、思わなければいけないと思うのです。これは県民の健康被害にも非常に影響があると思うので、ぜひもう少し迅速にやっていただきたいと思いません。

○又吉進知事公室長 この情報につきましては、非常に県としてももちろん放置しているわけではございませんで、多面的に物事を見ていきたいと。今、ジョンストン島の情報につきましても、こういう報道あるいはこういったレポートが出ていると。基本的には、政府と沖縄の信頼関係というのがございしますが、過去に密約等があったことは承知しております。しかしながら、政府が政府の責任でおっしゃったことにつきましては、これはきちんと責任をとっていただきたいというのが県の立場でございしますし、また、それだけではなくて、多角的に一例えば、やはり最も危惧されるダイオキシンなりが残置していて、今後、県民の健康被害を与えないかということが一番肝心でございまして、そういうことがないように情報収集していきたいというのが県の姿勢でございします。

○比嘉京子委員 では、もう一点。事実確認のところ、退役軍人についてはこれまで両政府ともにはっきりと否定していないわけですがけれども、米国の退役軍人で北部訓練場において浴びたことによって、それが査定されたという事実は御存じですか。

○又吉進知事公室長 本会議で答弁させていただきましたが、その補償が行われたという事実は承知しております。

○比嘉京子委員 そのことにおいては、沖縄で使われた可能性はもう十分に予測できるわけですね。その1件がわかるだけでも。どうですか。

○又吉進知事公室長 本会議でも答弁申し上げましたが、この申請は一度却下されていると。その理由というのは、浴びた情報がないからと言われております。しかしながら、そこは県としても一般我々の社会通念というのでしょうか、行政との関連において、最終的に認められたということは、これは何らかの証拠があるのではないかと再度照会しているわけですが、それは福利厚生観点からやったという説明でございます。したがって、現在、この一連の文書あるいは説明から沖縄で枯れ葉剤を浴びた、あるいは存在したという確たる証拠は出ていないという現状でございます。

○比嘉京子委員 軍人が査定されたことについても、まだまだ確認すべきことが残されていて、それだけで断定するには情報的にまだ不足であるという認識ですか。

○又吉進知事公室長 私は原文を見ていないのですが、どうもその審議の過程とか、そういった結果というのは公開されているようでございます。公開された文書等の中には、沖縄で枯れ葉剤を浴びたという証拠は出ていないということです。しかしながら、このあたりも先ほど来委員がおっしゃっているように、しっかり原文を入手した上で確認したいと思っております。

○比嘉京子委員 北部において3名の軍人が浴びて、それが認められた事実を県としても引き続き調査をお願いしたいと思います。

もう一点は被害についてですけれども、あの当時、例えば米軍従事者であったり、それから皆さんが予測されたり、証言等が出ている場所で働いていた当時の方々を含めて、県としてそれを浴びることによって、また、それを接することによってといいますか、ある証言によると、枯れ葉剤は非常に安易に扱われていたと。これは那覇軍港から運び出しているわけですから、この沖縄全体において可能性はあるのだろうと思うのですが、そのときにおいて、そういう人たちの中に自分たちがそれと結びつけられないかもしれないけれども、さまざまな疾病を発症している可能性はなきにしもあらずという想定の中で、枯れ葉剤が人体にどのような影響を及ぼすのかという正しい情報は、沖縄県民にいままで与えられていないと思うのですが、与える必要はないのでしょうか。

○又吉進知事公室長 これだけ報道されておりました、それは非常に私個人的にも、仮にそういう状態があれば極めて心配あるいは不安だということは、一般の社会通念というか、それでわかると思います。ただ、現時点で幸いなのか、そういう被害があった方々の申し出はないわけです。委員がおっしゃるように、それを拾い出すというのでしょうか、きちんと確認する作業は一定程度必要かと思っておりますので、このやり方を含めて考えてみたいと思います。

○比嘉京子委員 取り組んでほしいのは、まず、正しい情報を県民に与えると同時に、県民からそういう訴えをするならば、県としての窓口はどこに当たるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 そういったことも先ほど来申し上げましたように、少しやり方も含めて正確なところ、確たるところが出てくるかどうかも含めて検討したいと思っております。

○比嘉京子委員 ベトナムの枯れ葉剤等の被害というのは、二世、三世へとさまざまな奇形を含む子供たちの誕生とかと同時に、直接浴びた本人自体がさまざまな病状を訴えるということは多く知られていますけれども、沖縄県として、特に可能性のある人たちにそういうことを知らしめることがこれまでになかった。そのことをぜひとも一今から検討なさるとおっしゃっていますので、どういう方向でどう周知させていくのか。まず情報の正しい提供と訴えをどう集めていくかということについて、ぜひ検討していただきたいと思います。

3番目に、環境問題、環境履歴の問題としてもこの情報は非常に重要だと思うのです。これからの跡地利用に対する汚染の洗浄についても、どの場所でどう扱われていたのかということ、これはしっかり与えてもらわないといけない情報だと思うのです。その点について環境生活部にお聞きしたいと思うのですけれども、4ページに皆さんの処理概要がありますが、沖縄県生物多様性地域戦略（仮称）の策定について、さまざまな方々を委員にした検討委員会を立ち上げているとありますけれども、その内容を簡潔に、いつまでにどのような形でそれを検討していくのか。その検討結果として、国に対して要望するための材料なのか。その点についてお聞きしたいと思います。

○下地岳芳環境企画統括監 お尋ねの生物多様性地域戦略ですが、平成22年度からその策定に向けて、今取り組みをしております。委員の方々は、琉球大学の生物あるいは自然に精通した教授の皆さんを筆頭に、NPOの皆さん、それ

から利害関係者として林業関係とか、そういった方々を含めて検討委員会を持っております。昨年度は3回、今年度も既に2回と。次回、最終の検討委員会を開いて、年度末までには地域戦略を策定していきたいと考えております。

○比嘉京子委員 平成22年度から始まった検討委員会を今年度末までにまとめて、その結果をどのように、どうお使いになるのでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 策定後は、関係者への普及啓発も当然大事なことでございます。それから市町村に対する説明も大事だと思います。それからこれまでワークショップとか、いろいろな協力をした方々もいらっしゃいますので、ホームページでも公開しながら、あらゆる機会を通じて関係者の皆さんには説明して、普及啓発を行っていききたいと考えています。

○比嘉京子委員 結局、検討委員会の目的というのはどういうことですか。

○下地岳芳環境企画統括監 国のほうで生物多様性基本法が策定されまして、その中に、地域においては地域戦略を立てなさいということがございますので、その戦略を策定するに当たっての検討委員会です。

○比嘉京子委員 国から地域戦略を立てなさいということになったので、そのために検討委員会を立ち上げているわけですがけれども、ここで言う要望としては、そういう地域であるから、そういう指定をしてほしいということではないのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 今、地域戦略の策定を進めておりますが、この主たる目的というのは、まず、生物多様性に対する5つの危機というものがございまして、まず1つ目が人間活動による生物多様性の危機。それから2つ目が里山とか、そういった身近な自然が損なわれていくという危機。それからマングースとか、そういった外来種による生態系の攪乱という危機。それから特に、本県にとっては米軍基地の存在も一つの危機であると。それと今、世界的に話題になって、取り組みが強化されている地球温暖化。この5つの危機に対する対応を、その戦略の中で解決にどう結びつけるかということで、議論を進めております。

○比嘉京子委員 では、次のヘリパッドのほうで結びつけたいと思います。

北部訓練場のヘリパッド問題として、陳情説明資料の21ページ、陳情第173号であります。幾つか質疑をしたいと思えます。特に、22ページの処理概要に、東村高江の住民が防衛省といわゆる合意というか、自分たちは幾つかの点で合意しながら、それを進めているのだということがありますが、県としては、地元の要望に最大限に配慮するよという処理概要ですよ。私は読んでみると、まさに日本政府が沖縄県にオスプレイを押しつけるときに、最大限その上空を飛ばないようにと言ったことを、そのまま県が東村高江について言っているような処理概要なのかと私は思ったのです。というのは、県としては、こういうことはほとんど守られないという大前提に立たなければならないのではないかと。こういう処理概要の書き方で果たしてよいのだろうかと思っているのですが。まず1点目です。県が建設を進めてよいと認める主張の根拠という項目があるのですが、このことについてもう少し答えるべきだと思うのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 この陳情が、建設を進めてよいと認める主張の根拠という形でかなりシンプルに書かれていますので、県が全くの無条件で建設を進めてよいと申しあげたことがあるかという、そういうことはございません。代替措置ではありますが、東村高江周辺に移設されることについては、やはり当初から県も非常に懸念を持っておりまして、そこは県としても申し入れをしております。ただ、やはり北部訓練場の過半が返ってくるという、非常に基地の整理・縮小の効果、あるいは最大限自然環境に配慮すると。さらに政府は自主環境アセスもやっておりまして、その結果の評価についてはいろいろ分かれるところがございますが、そういった努力を最大限にやった上で、地元は地元としての御判断もある、あるいは県としての基地の整理・縮小の考え方もあるということで、現在に至っているわけがございます。この陳情自体が建設を進めてよいという、我々があくまでも許認可権を持っているような書き方をされているので、我々はそれを認可したり、許可したりという権限はございませんので、処理方針の書き方はこういう書き方になると考えております。

○比嘉京子委員 その次の2の(3)、アからウに対してですけれども、同じように地元の要望に最大限に配慮すべきだと思う。ある意味で、沖縄県民が住んでいるところ、沖縄県の中においてこういう第三者的な表現といえますか、配慮すべき、国がやるべきだと。私はそこにも非常に県の態度、例えば東村高江に対する態度といえますか、それに対して非常にクエスチョンを持っているわけです。この表現に対して、これは国に対して県が最大限に配慮しなさいと

言っているのか、それとも国もそうやると言っているからやるべきだねと言っているのか。どちらですか。

○又吉進知事公室長 御質疑の選択肢が2つと、なかなかお答えしにくいところもございますけれども。すれ違うかもしれませんが、要するにこの高江のヘリパッドの手續につきましては、県としてウエルカムと言ったことは一回もございません。一定の負荷がかかり、大変心配でございます。しかし、その一方で基地の整理・縮小につながる問題と、現実的にどう対応してくるかという判断もございまして、県としましては、その際は県だけで判断したのではなくて、地元東村あるいは区にも知事が赴いて、そういった配慮をしたということでございます。したがって、そういった情報収集をした上で、まず第一義的に、国はそのインパクトを最小限に減らす努力をすべきであろうということや、ずつかねがね申し上げておきまして、それをここに書いてあるわけでございます。

○比嘉京子委員 次に、23ページのアセスに関してですけれども、皆さんの処理概要のところ、滑走路の長さが30メートル以上ということがありますが、ここで陳情者は、無障害地帯を含めて直径75メートルにも及んでいるという指摘に対して、30メートル以上が環境アセス対象だから必要はないという書き方になっているかと思うのですが、そこについて説明はないですか。

○下地岳芳環境企画統括監 この30メートルという表現は、条例の中で陸上ヘリポートという定義づけをするときに、ヘリポートとはどういうものかというところの理屈づけでございます。まず、ヘリコプターの離発着する場所があって、それに滑走路が付随して、その滑走路の長さも30メートル以上の部分と。それからいろいろな待機場とか、そういったものも含めた総合的な施設をヘリポートと言うので、このヘリパッドの場合は、その滑走路とかそういった条件がございませんので、そういう条例に基づく対象事業には該当しないという表現の処理概要でございます。

○比嘉京子委員 条例はそうだけれども、実際には、オスプレイ対応は30メートル以上になっているわけですよ。今、現実につくっているのは30メートル以下ではないわけですよ。その認識はあるのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 ヘリパッドとしての面積的な部分については承知しております。ただ、その条例に当てはめて、それが対象事業であるのかどう

かという判断をする際には、この付随する滑走路というのが大事でございますので、それが無いので対象事業ではないということでもあります。

○比嘉京子委員 条例そのものを見直す必要性はあると理解してよいですか。

○下地岳芳環境企画統括監 現在のところ、見直すことは考えてございません。

○比嘉京子委員 結局、それに該当しないけれども、現実的には起こる—その漏れがあるということについては、環境アセスはどこでフォローするのですか。環境をどこで守るのですか。今のような対象から外れるのが出てきた場合に、条例を見直す予定がない、または見直す必要もないとおっしゃるわけけれども、この場合はどこで環境を守るのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 当然、事業者においてもその地域の、ヘリパッドが設置される地域における自然の大切さという趣旨に鑑みて、私どもが定めている条例に基づく環境アセス手続に準じてやったということもございますので、もし、委員がおっしゃるように、そういう微妙なところの部分については、準じてやってくださいという指導といいますか、要請となるようにやっていく所存でございます。

○比嘉京子委員 今の答弁では、沖縄県として沖縄の自然にどう責任を持っていくかということに対して、非常に弱いと思います。というのは、事業者にそれをするように言うだけではなくて、守らせていく必要があると思うのです。事業による環境への負荷を最小限に抑えていくのが環境アセスの趣旨ですよ。そういうことを考えますと、事業者にやってくれという話ではなくて、こういうところをちゃんとやってくださいということを、県としてもっと要求すべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○下地岳芳環境企画統括監 私どもも、環境への影響を最小限に食いとめるために、県環境影響評価条例を策定してございます。その中に、ある程度その基準といいますか、対象事業を定義しないことにはこの条例の効果的な施行ができないという視点で、現在のところ、ヘリパッドについては対象ではないと理解しております。

○比嘉京子委員 この議論はもう少し、次回もやりたいと思いますけれども、

23ページの2の(5)、ウの一番最後に、環境保全の観点から県として必要な意見を述べているというのがあるので、その資料を後日、ぜひいただきたいと思っております。

○下地岳芳環境企画統括監 議会事務局を通してお届けします。

○比嘉京子委員 24ページの2行目までですけれども、再実施を検討する必要があるという考えが記載されておりますけれども、その再実施の具体的な計画とございますか、内容について、ぜひ資料でもいただければと思います。

今、答えていただけますか。24ページの2行目まで。再実施を検討する必要があると考えていると。騒音等の動植物への影響です。その再実施の具体的な内容について。

○下地岳芳環境企画統括監 東村高江のヘリパッドにつきましては、本県の環境影響評価条例に基づいて、事業者が自主的に条例に準じて手続をさせていただきます。その手続の過程の中では、当然CH46等のヘリコプターによる影響とか、そういったもので手続が進められています。その途中で、我々も機種変更があれば、その機種変更を念頭に置いて図書をつくり直しなさいという指示はしてございます。ただ、事業者からは機種変更の予定はございませんという話で進んできて、結局、手続が現在終わっています。ただ、委員がおっしゃるように、当時評価をした機種と違うオスプレイが新たに入ってきましたと。これについては騒音の問題とか、あるいは飛行形態の問題とか、それから森林やその貴重な動植物に対する影響、風による影響だとか、我々としては、まだ事業者からそういった説明をいただいておりますと。その観点から、我々としてはそういった部分の影響の審査、評価というか、環境影響評価の調査は必要だということで、求めていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 又吉知事公室長、今のお話からすると、言ってみれば機種変更による調査、予測・評価がなされていない中で、今のように工事を進めてよいのですか。

○又吉進知事公室長 工事を進めていると言うよりも、オスプレイの配備に反対しているということでございます。したがって、少し論点が違うのかなという気がします。

○比嘉京子委員 これはとても苦しい矛盾に突き当たっていると思うのですが、ハワイでは何度にもわたる住民との話し合いの中で、それを取りやめにしているわけです。つまり、この環境アセス自体に問題があるということで、我々は、オスプレイパッドと言われているヘリパッドの建設を中止すべきところに本来は来ているわけです。けれども、SACO合意を認めて、嘉手納以南を早く返してほしいという論を県はずっと主張されておりますけれども、オスプレイに反対ならば、なぜオスプレイ仕様のこの大きなヘリパッドを認めるのだという矛盾に常に突き当たるわけです。そうすると、この環境アセスをやるまでは一旦待ちなさいと、そうやって県が求めていくことによって、矛盾を解消することはできると思うのです。いわゆる機種変更が明らかになっているわけですから、オスプレイをここで使うことが明らかになった以上は、その環境アセスをするまで待ちなさいと。そして、そのことがどのような影響を及ぼすのかということを住民と一緒に議論しない限り、認められないという論法をやるべきだと思うのですが、お二人、どうですか。

○又吉進知事公室長 まず、全くこの問題を放置しているわけではございません。先ほど申し上げましたように、オスプレイ配備による東村高江あるいは北部訓練場への影響を問い合わせて、それは一定の回答が返ってきております。しかしながら、オスプレイの配備という観点においては不十分であるということで、オスプレイ配備に反対しているというのが県のスタンスでございます。

○下地岳芳環境企画統括監 委員がおっしゃるように、東村高江の問題について、影響評価の観点から環境アセスが終わるまで中止しなさいということではできません。といいますのは、その条例のちゃんとした対象事業になっていないものなのです。事業者が自主的に条例の趣旨に鑑みてやってきたという背景もございますので、仕組み上、そういうことはできないということです、

○比嘉京子委員 条例改正を検討しないというのは、なお問題な答弁だっと思います。条例改正に向けて、ぜひやっていただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時23分再開

○新垣清涼委員長 午前に引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 陳情説明資料の17ページ、陳情第171号の2です。確認させていただきたいのですが、ヤンバル地域の国立公園化に関する件ということで、具体的に、例えばヤンバルのどの地域なのか漠然として見えないのですが、これが1点目に気になる点、ヤンバルそのものを全部持っていきたいという考えなのかということと、国立公園にする場合に国有地、民有地、いろいろな土地があるのですが、民有地が国立公園になるとどういうメリット、デメリットが出てくるかということですが、その点についておわかりでしたら、御説明お願いします。

○下地岳芳環境企画統括監 国立公園化に向けては、返還予定の北部訓練場も含めて環境省で検討に入っています。メリットと言いますと、当然その貴重な生態系が保全されるわけですから、そこが将来的に国立公園という国内法の規制をかけることによって、将来的には世界自然遺産、これは奄美諸島から沖縄本島、それから八重山までという一連の流れの中での登録ですが、もしそれが将来的に登録までつなぐことができれば、世界でも唯一の自然生態系だということが認められて、観光客もふえるだろうし、それから学術的な地としての価値も上がってくると理解しています。

○又吉清義委員 確かに、今おっしゃるようになってこういったメリットも出てくるかと思うのですが、ヤンバルの自然も保護しながら、これもとても大切なことだと思うのです。ただ、非常に気になるのが、返還予定地には恐らく国有地以外にも民有地も入っているかと思うのですが、そういうのはやはり地主も納得しないといけないし、そういった規制をかけることによって、例えば地域としては、その辺をみずから開発したいという方もいるかもしれないのです。その辺を詰めてから国立公園化しないと、後でトラブルが生じないかと思うのですが、まず民有地もあるのか。そういった詰めに関してもこれからだと思うのですが、その点について、皆さんとしてどのような進捗状況なのか。わかる範囲で御説明願いたいと思います。

○下地岳芳環境企画統括監 委員お尋ねのように、どうしてもある規制をかけるには、地元の合意と理解が大変重要でございます。ですから、もしそこに民

有地が仮に入っていたとすれば、その所有者との合意形成、あるいは国有地であれば、これは国の方針とか。また、返還予定地全てが国立公園の対象ではなくて、その中で公園として守るべき地域というメリハリを検討しないことには線引きができないと。とりあえずそのあたりの作業から入っていくのかなと考えます。ですから1年とか、そういった短い期間でできるものだと理解はしておりません。地元との息の長い合意形成が必要だと理解しています。

○又吉清義委員　ということは、こういった陳情があるのですが、皆さんとしても国、地権者、そして県としてこれから検討に入る段階であって、具体的にどうのこうのとまだ進ましていないという理解でよろしいのでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監　新聞等でも世界自然遺産への暫定リストという形で報道されていまして、将来的にはそういう方向で進める方針ですが、具体的にどの作業、このスケジュールの中でこの作業という部分はまだまだこれからです。ですから説明会というよりも、むしろ地元の議会の皆さんだとか、あるいは林業関係者の皆さんだとか、そういった方々との意見交換会を始めているというレベルでございます。

○新垣清涼委員長　ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員　継続の陳情第128号、陳情第131号とか、新規の陳情第133号とか関係しますが、まずはオスプレイの配備の問題について、関連して質疑をします。きょうの新聞報道によりますと、昨日知事が野田首相にお会いして、オスプレイの問題で申し上げたということでもありますけれども、まず基本的にどのような申し入れをされたのか、お願いします。

○又吉進知事公室長　委員御質疑のとおり、昨日知事は野田総理と直接面談をいたしまして、オスプレイの配備計画見直しについて要請をいたしました。要請文を出しているわけですが、やはりこれまで再三にわたって反対の意思を表明してきたにもかかわらず、10月1日にはオスプレイが飛来したということ踏まえて、飛来というものが普天間飛行場の危険性を増大させると。したがって、この計画には反対であると引き続き反対を示した上で、今回の特徴といたしましては、前回、官房長官等に要請したときには配備計画中止を求めると、そこでとまっていたのですが、実際にオスプレイの姿が見えてしまったという

現状では、これは一つの示唆として政府に対して4つの形を出していきまして、こういうこともやっていただきたいという例示をしてございます。

1点目が、具体的なオスプレイの配置分散の実施。政府は訓練移転と言っておりますが、訓練移転ではなくて、オスプレイの配備そのものを分散しなさいというのが1つ目です。

2点目、既に報道等では日米合同委員会合意事項が守られていないのではないかとという報道がございまして。これは県も市町村と連携して、調査、確認をしているところではございますが、おっしゃることをしっかり徹底的に遵守していただきたい。日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守。

3点目、住民地域に隣接する着陸帯の運用停止。

それから4点目に、普天間飛行場の移設・返還の加速化という例示をいたしまして、その配備計画の中止を求めたところでございます。

○前田政明委員 配備すべきではないという基本的なことは、しっかり主張したということでは理解してよいわけですか。

○又吉進知事公室長 そのとおりでございます。

○前田政明委員 配備されたけれども、安全運用、何と申しましょうか、日米合同委員会での合意が守られていないのではないかと。それは守るべきだという主張をされたわけですか。

○又吉進知事公室長 そのあたりは現実の配備中止を求める、この一連の計画を撤回してくれということと、それから現実にも今、飛び始めている。そこでおっしゃった決まり事が守られていますかと。そこを例示したわけではございます。

○前田政明委員 ぜひ、この配備撤回はやはり最後まで貫いていただきたいと思っておりますけれども、日米合同委員会の合意事項が全く守られていないと。本当に米軍の都合で、勝手放題でやられている状況だと思っておりますけれども、県としては、そういう中でどのように認識されているのでしょうか。

○又吉進知事公室長 合意事項の実効性については、可能な限りでありますとか、最小限にとどめるとか、そういうただし書きというのでしょうか、そういう文言がついておきまして、この合意事項そのものの実効性が非常に乏しいのではないかとという疑いをしております。しかしながら、合意は合意でしっかり

検証していこうということで、これは政府にも問い合わせしておりますし、現在、各市町村とメールを使って、各市町村がお持ちの情報を県で集約すると。目視で飛んでいたということを実際にやっております。様式もつくりまして、それが随時県にもたらされますので、それを積み上げていって、一つの例証にしていこうと思っております。

○前田政明委員 飛来初日ですか、私は那覇市壺屋ですけれども、地域のおばさんたちが見えよったよ、上空を飛んでいたよ、ハッシュー怖いさーと話題になったのですけれども、この住宅密集地域とかその他ヘリモードを含めて、かなり危険な形での状況がそれぞれ報道されていますし、多くの県民が見ております。これは本当に何といいましょうか、まかり間違えば、それこそ大変な事態になると。大変危惧しているのですけれども、重ねて同じような質疑になるのですが、その辺は県民の皆さんとかその他いろいろつかんでいる実態からして、市街地上空の問題とか、それから変換モードの問題とか、それについてはどういう認識でしょうか。

○又吉進知事公室長 県は、この機体の安全性あるいは安定性というのですか、そういったものに対して質問して、その回答がまだまだ不十分だと考えておりました、この安全性はまだ立証されていないと考えております。その状態の中で、やはり市街地上空あるいは北部訓練場周辺を飛び回することは反対であるという姿勢で、今後、政府にしっかり求めていきたいと思っております。

○前田政明委員 名護市辺野古では国立沖縄工業高等専門学校の上空を飛んだりとか、幼稚園の上空を飛んだりとか、いろいろな意味でいつ落ちるかという恐怖で安心して暮らせないという状況は、一日も早く除去していかないとはいけません。

皆さんはこの間、防衛省に100項目近い質問をしています。本会議でもいろいろやりましたけれども、その中で大変大事なオスプレイの自動回転機能—オートローテーション機能ですけれども、防衛省のパンフレットではオートローテーション機能があるという形で記述されていると思います。それについてはどのような認識ですか。

○又吉進知事公室長 このオートローテーション機能については、早くからいろいろな意見というのでしょうか、県が見るに国会答弁もどうも二転三転した印象があります。オートローテーション機能がある、ないということで議論さ

れていたのが、現在の県の理解では、機能はあるけれども、安全に着陸するためにはオートローテーション機能は信頼できない。したがって、別のやり方で安全を確保すると。大まかに言いますとそういう説明がなされておりまして、そう認識しております。

○前田政明委員 今、普天間飛行場の上空を飛んで、常習経路の段階でオートローテーション機能といいますか、エンジンがとまった場合、政府、防衛省はこれは大丈夫という見解でしょうか。

○又吉進知事公室長 今の委員の御質疑につきましては、県は8月1日付の文書で政府に対して質問しています。その質問の内容は、飛行状態や高度によってオートローテーションが機能しない、または期待できない事態を想定されていますか。その場合、安全に着陸を図ることができますかと聞いております。これに対して政府の説明は、回転翼機がオートローテーションを行う際、真下に降下するのではなく、揚力を得るため適切な前進角度と降下率を保って降下しなければならない。この原則は云々とありまして、機体の操縦操作を行うことにより、適切な前進角度と降下率を得るよう飛行することとなる。しかしながら、低高度におけるホバリングのような、適切な前進角度と降下率を得ることができない高度及び速度領域が存在するということです。オスプレイにつきましては、次の理由からオートローテーションを求められるような場面はほとんど想定されず、10万時間を超える飛行実績において、両エンジンが同時に出力を喪失した事態は一度も発生していないと承知していると。2機のエンジンが同時に故障する可能性は極めて低く、100億時間に1回の確率であること。1機のエンジンのみで両翼のローターを回転させ、飛行が継続可能であること。1機のエンジンが故障した段階での予防着陸を実施すること。これが防衛省の説明でございます。

○前田政明委員 これはその後の大臣の見解も、あるとは言わなくなったような感じがしています。これは議会でもやられていますし、米国のアーサー・レックス・リボロ氏の米下院議会の公聴会での証言を含めて、ボーイング社も含めてMV22は安全にオートローテーションができず、このことは製造者や海兵隊も認めてきたという証言もありますけれども、これは本当に危険な状況が各専門家、当事者も含めてやられている中で、いわゆるボーイング社やその他海兵隊も認めていると言われているものを日本政府はわかっているのです。あたかもオートローテーション機能が使えるかのような説明をしているのは本当に

許せないと思います。

次ですけれども、陳情第128号とか陳情171号、陳情第172号、陳情第173号関連の質疑をします。

先ほども議論があつて、土木環境委員会でも聞きました。比嘉京子委員からもありましたけれども、環境アセスの問題でオスプレイを想定していないと。そういう中で出てきております皆さんが質問しているもの、皆さんが非常に適切に出している質問項目と環境レビューのものを今、慌ててセットしたのですけれども、その中で8月17日付の質問が主ですけれども、北部訓練場の着陸帯4及び云々で下降気流の影響が道路に及ぼすことについてを質問しています。これに対して防衛省が答えている見解と皆さんの考え方について、お聞きしたいと思います。

○池田克紀基地対策課長 環境レビューの質問の中で、9月15日に防衛省から回答のあったものですが、北部訓練場の着陸帯4及び中部訓練場の着陸帯クロウで下降気流の影響が道路に及ぶとされており、この2つの着陸帯の使用は安全性に問題あるのではないかということについて説明をくださいという質問をさせていただきます。

これに対する回答ですが、環境レビューにもあるように、MV22の近くで作業をする乗員に与える影響を特に対象とした1998年の海軍航空戦センター航空機関による調査においては、毎時47マイル、秒速約21メートルまたはそれ以下の風速の下降気流のとき、ほとんどの人が前方に歩くことに支障がなく、毎時47マイルから58マイル、秒速約21メートルから26メートルの風速のときには歩行は困難であったものの、安全上の問題は生じなかったと。MV22からの下降気流が風速毎時47マイルに達する最大の距離は、機種からの角度が60度の方向で300フィート、約91メートルである。さらに環境レビューでは、中部訓練場の着陸帯クロウ付近の沖縄自動車道の一部が、時速50マイルから59マイルの風速の下降気流にさらされるとのことであるが、車両の重量や安定性のため、このような強風は車両を道路外へ移動させたり、事故を引き起こすことはないとされている。また、北部訓練場の着陸帯4では、着陸帯から道路までの森の中の狭いすき間に機首から左右60度の方向に位置するようにMV22が着陸し、同時に道路に歩行者がいない限り、着陸帯4の近くの道路上の人物や車両に影響を与える可能性は無視できるほど低いとされております。いずれにせよ、防衛省としては、北部訓練場及び中部訓練場のヘリコプター着陸帯におけるMV22の運用が道路の通行に影響を与えることがないよう、必要に応じ適切な対策を講じてまいりたいというのが防衛省からの回答であります。

○前田政明委員 それに対して、風速二十五、六メートルでも何でもないと。これは風速二十五、六メートルだったら、子供の場合は前に歩けますか。

○池田克紀基地対策課長 かなりきつい風速であると思います。

○前田政明委員 これが高速道路の上を通過して、下降気流で先ほど20何メートル、そういうものが安全だと。そして安全だと言うこと自体、本当に一知事公室長、この件について皆さんの見解としては、ここで風速20数メートルということになると、台風になれている我々でも日常生活にかなりの影響があるのではないかと思うのですけれども、そこはどのような見解ですか。

○又吉進知事公室長 この環境レビューの質問の回答につきましては、この風が起こると。しかしながら、車を道路外へ移動させたり、事故を引き起こすことはない。全体としてその風は起こるけれども、今おっしゃったような危険性はないと書かれているわけですが、そのあたりは県としても十分な精査が必要だと考えております。

○前田政明委員 その中で、風を弱める防風林というのですか、森があると。それで風が弱まって、道までは与える影響が少なくなるのだとやっています。これは逆に言えば、ヤンバルの森で本当にそれだけの20数メートル以上のヘリモードでやってきて、結局そういう場合は周りの鳥とかチョウとか、いわゆるすんでいる生物です、動植物。ここでは森がこうして風よけになって、この道路では影響が弱まると書いてあるのだけれども、ここに生きている動植物はどうなるのかということになると、それこそ結局、大変なことになるのではないかと。その地域にいる貴重種やその他の生き物は大変な影響を受けるなど。回答を見て逆に思ったのですけれども、そのところはどうですか。

○又吉進知事公室長 北部訓練場の運用につきましては、県は当初から非常に危惧していた部分でございまして、その質問をしたわけですが、環境レビューにはいわゆる生態系に重大な影響を与え得ると明記されております。ただ、これがその地域の広範囲にわたって生物種を一網打尽にしてしまうのか、あるいはどのぐらいの範囲ということが余り示されていない。委員がおっしゃったように、いわゆる防風林的な役割をして、その地域外には影響がないと書いてあるわけですが、その範囲等については確認が必要かと思っております。

○前田政明委員 これはN4とか、東村高江の6カ所のところで着陸して、着陸する前も含めてやる場合には、結局そういう25メートル以上の風がぱっと吹くことには変わらないわけですね。

○又吉進知事公室長 下降気流という点では、そのように理解できます。

○前田政明委員 それで皆さんは、問いの10の野生生物が騒音にならされると。騒音にならされるといってこの北部訓練場の着陸帯の移設事情の云々と。鳥類は音源を避けて行動するという回答になっています。これはとんでもない。ノグチゲラとか、ヤンバルクイナとかその他がすんでいるところで音がすれば、これは自然に鳥は騒音にならされて移っていくというのか、そのような感じで鳥のフクタオオチョウの生息地とかその他が書かれています。ここはどのような認識でしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 我々も今、環境レビューの防衛局からの回答を精査している段階でありまして、現時点でそういうならされるとか、そういったことは根拠が曖昧であると認識しております。ですから、そのあたりは再度確認していきたいと考えています。

○前田政明委員 ついでに問いの11も同じような趣旨ですけれども、この11の質問の趣旨は、どのような趣旨でやられたのですか。動物に対する騒音の影響の分析において、低空飛行の云々で影響がないと。

○下地岳芳環境企画統括監 環境レビューの質問の中で我々が説明を求めている根拠は、県内にいない有蹄類を例を挙げて説明しているということで、例示しているものが県内のそういう鳥類云々という、猛禽類等にどのような因果関係があるのですかという趣旨で質問してございます。

○前田政明委員 私は適切な質問だと思います。

それで、問いの13の毎時47マイル、約秒速21メートルの強風はということで、巣やねぐらに被害を与えることは考えられないという、環境レビューの193ページの問題に対しても聞いていますけれども、これは本当にむちゃくちゃだと思います。風速21メートル以上のこういう状況の中で、巣やねぐらに被害を与えることは考えられないと。それはなぜですかと皆さん質問していますけれど

も、これはどうでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 台風で言えば、17メートル以上です。それに似通った風が訓練のたびに起こるとなると、確かにその1回限りではある程度回復は可能かもしれませんが、それが訓練という形の中で、果たしてそれがそこに巣をつくって、営巣していただけるかどうかという部分です。その根拠が明らかでないということで質問してございます。

○前田政明委員 明らかでないと言うよりは、それはノグチゲラとか貴重な、かけがえのない、そこにしかすんでいない生物多様性の生存根拠を殺すようなもの。要するに、イタジイの古い大きな木がたくさんあるわけでもないと思うけれども、そういう面では、先ほども鳥はならされるとか、それから巣やねぐらに影響を与えないということに対して、皆さんが質問しているのは正しいし、ヤンバルクイナとかカラスバトに対する影響は余りないだとか、勝手なことを防衛省は答えていますけれども、13については返事が返ってきていますが、これについては納得しているということですか。

○下地岳芳環境企画統括監 我々が理解している範囲で、納得いく回答とは思っておりません。

○前田政明委員 問いの15も大事だと思います。リュウキュウヤマガメです。ヤンバルの森を守る方々に聞いたら、リュウキュウヤマガメが非常に減っていると。死んでいるものを見たり、本当に大変な状況になっているのではないかということもあったのですけれども、これは皆さんが言っているように、下降気流によって飛ばされたり、いわゆる植物が焦げる。高温の排気によってゆでダコになるといいますか、ある関係者は、本当に摂氏300度近くの逆噴射の熱で環境そのものが大変になると。皆さんもそれを思って、ノグチゲラとアカヒゲへの影響はないのかと、その根拠を示してくださいということで、その防衛省の回答と皆さんの見解について、改めてお聞きします。

○下地岳芳環境企画統括監 防衛省の回答を読み上げますと、まず1点目にリュウキュウヤマガメ、オオヤドカリは森林内部や溪流沿いに生息しており、下降気流や排気の影響を受ける着陸帯で見かけることは少ないと認識している。そのため、悪影響はまず及ばないと評価したものと理解している。

2点目に、環境レビューによれば、オスプレイの排気温度はナセルから排出

されたときには周辺の気温より268度高いが、約1.3メートル下の地表に到達するときには202度低下し、周辺の気温より66度高い程度となる。さらに、通常はディフレクターが作動しており、地面に当たる熱風の温度はさらに低くなることに加え、着陸帯は芝生で覆われているか、整備されているため、火災の可能性が極めて低くなるという回答でございます。

私ども県としても、まだまだこの回答についてはもう一度精査をかける必要があると理解しております。

○前田政明委員 これは論壇投稿もありますけれども、森そのものがゆでられて、その生き物が生きていけない。本当に摂氏300度近い熱風がどんどん吹いて、そういう状況の中でノグチゲラやその他を初め、本当に生物多様性そのものが破壊されるのではないかと。皆さんが質問していることは正しいですし、そういう形でいろいろあります。

もう一つ、問いの18の北部訓練場、中部訓練場の9つの着陸帯において、影響を考慮する動物として鳥類を5種類しか選定していない理由及びということで、2種の保護種としてヤンバルクイナとカラスバトしか選定していない。9つの着陸帯と建設予定地の着陸帯において、他の鳥類及び動物種を選定しなかった理由は何かということも非常に大事なところだと思うのですが、皆さんの問題意識として、質問の趣旨はどういうことですか。

○下地岳芳環境企画統括監 委員御承知のとおり、その地域は準備書段階でも生息している動物で約2000種、それから植物で1000種、その中でも貴重なものとしておのおの100種ぐらいあると。要するに動物も100種、植物も100種あると。しかも天然記念物に指定されているのが14種、固有種として19種いるというかなり貴重なところでございますので、その2種だけをもってそういう評価、影響に考慮すべき動物だとして挙げるのは、まだまだ不足かなという趣旨で質問してございます。

○前田政明委員 そういう面では、本当に大変な事態になっているのではないかとということで、陳情とも関係しますけれども、結局、ヤンバルの訓練場は15メートルで有視界飛行をすることになっていますね。この間新聞やその他で見たら、ヘリモードで摂氏300度の熱を放射して、出しっ放しでヤンバルの森を低空飛行しているわけです。これは大変なことになるのではないかと。摂氏60度にゆでられると普通では生きていけない状況がわからない中で、チョウも飛んでいる。これは世界自然遺産登録どころか、ヤンバルの森そのものを一有識

者の話によると、もうぎりぎりだと。今のヤンバルの面積は貴重種が生きていくためにも限界で、少しでも狭まったり、移動空間が分けられてしまうと、もう絶えてしまうという状況なのです。これについては皆さんも15メートル云々のところを質問していると思いますけれども、本当にどのような状況になると予測、認識していますか。

○下地岳芳環境企画統括監 私どもも委員のお考えと一緒にございまして、沖縄県環境影響評価審査会の委員の方からも、もしヤンバルの森でそういう低空飛行のヘリモードで訓練をされたら、そこにおける貴重な野生生物、植物、それから生息している動物も含めて、かなりの生態系の攪乱が起こるのではないかと懸念されるという意見はいただいておりますので、我々もそういう視点で、オスプレイの分に係る環境影響の評価については精査していきたいと思っております。

○前田政明委員 辺野古の新たな基地建設のときの環境影響評価書、その中に初めてオスプレイが配備されるということが書かれたのでしょうか。それとも書かれていなかったのでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 環境影響評価書段階でオスプレイの記載がございます。

○前田政明委員 今言っているような状況、すなわち15メートルで飛ぶ、そしてその中で与える影響。こういう運用をすればそのような実態になるとか、そういう環境の影響について記されていますか。

○下地岳芳環境企画統括監 騒音の部分については、周辺の集落とかそういったものの予測値で説明しておりますが、自然に対する説明という部分は抜け落ちております。

○前田政明委員 普天間飛行場代替施設の問題でも、つくるのは日本政府だけれども、肝心の運用は米軍がやる。そして、それは日本の法律では規制されない。日米安全保障条約の中で彼らの特権として何でもできる。ただし、建前的に環境レビューという形で申しわけ程度につくった作文で、いわゆる彼らが言う安全だと、先ほどの中身でやりましたよと。しかし、オスプレイの問題については、1996年に少なくとも明らかになっているにもかかわらず、日本政府は

これを抑えて、うそをついて、ないと言ってきたこともありますけれども、きょうはその辺が中心ではないので戻ります。

要は、この環境アセスの手続そのものを含めても、当然ヤンバルの森を含めてヤンバルの北部訓練場を使うわけだから、そういう実態が全く書かれていない中での環境アセスの手続は、私は意味をなさないというか、撤回すべきだと思うのです。そういう議論をしてくると、SACO合意云々は別にして、基地が返されるのは当たり前でいいことなのです。けれども、そういう今の実態からしてヤンバルの森を守る、すなわちヤンバルの住民の命を守る。地球上の中で琉球列島のここにしかない貴重種。これが今、絶滅の危機に瀕しているときに、先ほど言ったようなヤンバルの空をオスプレイが平気でヘリモードで、摂氏300度近い200度以上の熱風を伴って低空飛行をして、森をゆでると。そういう実態に対してとにかく沖縄県として、これは何としても避けるべきではないですか。

○又吉進知事公室長 委員の論点になりますヤンバルの自然、これは県民としてしっかり守っていかなければならない。まさにそのとおりでございます。そのためにも基地の整理・縮小が必要であると。しかし、現在、基地の整理・縮小の方法論としてはSACO合意に限られている。その条件として、ヘリコプターの着陸帯の移設があると。したがって、これは影響を最小限にしなければいけないというのが県の考え方ですが、その一方で、オスプレイにつきましては委員の御指摘を含めてさまざまな問題があって、県も含めて県民は納得しておりません。したがって、オスプレイの配備、そしてそこでの運用については反対だと強く申し上げていくということでございます。

○前田政明委員 そういう一般的なことではなくて、我々沖縄県民が失ってはならない人類的な責任です。要するに、地球上の中で、琉球列島の中の沖縄本島のヤンバルにしか生息していない。それを守ることは国際的な責務です。これをどう果たすのかということをお近々に求められる状況になっているのではないですか。そういう一般的なことではなくて、これは世界の中で、この琉球列島の沖縄のヤンバルにしかすんでいない。こういう生き物が森をゆでられるような状況に追い込まれて、助けてくれと叫んでいる。これをどうするのかと。ここはどうですか。

○又吉進知事公室長 そのためにも、納得がいかないオスプレイの配備については反対していくということでございます。

○前田政明委員　そこから論理的にいけば、当然そのヤンバルのヘリパッド、オスプレイパッド、ここを中心にして離着陸するわけで、そうすると必然的にこれ以上のオスプレイパッドを50カ所—69カ所のうち50カ所ということで、6カ所もつくるということになると、その6カ所、とりわけ東村高江を含めた新たな6カ所というのは、本当に貴重種が多く生息している極めて重要なところなのでしょう。今の移設問題を別にすると。どうですか。

○下地岳芳環境企画統括監　そのとおりです。

○前田政明委員　今、それを守る、守らないが極めてぎりぎりのところに来ている。10年先、20年先守ればよいというものではなくて、今の沖縄の状況からすると、生物多様性の問題—前に名古屋でも大会が開かれていますけれども、世界自然遺産の候補地にもなっている中で環境を保全する。その貴重な琉球列島の沖縄のヤンバルにしかすんでいない貴重種を守るのは、これは人類的責務になっている。そのときに効果的な保護措置がなければ、世界自然遺産登録にはならない。そういうことから考えても、私は東村高江などに、そこを中心に新たに最も貴重なところに風穴をあけて、摂氏300度近い熱風をやって、台風並みの風速20メートル以上の風をばっばつとやって、チョウやその他の生き物、ノグチゲラ含めて逃げていくと。そしてカメもゆでられて死んでしまうと。今の基地問題を抜きにしたら、こういうことが現実的に今起こり得るということを、自然環境を守る立場からすればそういう事態を想定されているから、皆さんはこういう大事な質問をしているのでしょう。

○下地岳芳環境企画統括監　ヤンバルの自然の豊かさという視点から質問してございます。

○前田政明委員　知事公室長、ヤンバルの森、沖縄のヤンバルの空もそうだけれども、全国でオスプレイを飛ばしてはいけないと。とりわけ沖縄の空、先ほど言ったヤンバルの空も東村高江の空も、こういうオスプレイを飛ばしてはいけないということは一致しているわけですね。

○又吉進知事公室長　配備計画の中止を求めています。

○前田政明委員　S A C O合意は破綻しているのです。辺野古の移設そのもの

がSACO合意であって、SACO合意の一番大事なかなめが県民の力によって、知事も実質的に不可能だと言う状況にまで県民世論の中で変わっているわけだから、今の場合、本当にこの県民世論どころか、全地球的な、人類的な財産を我々沖縄県民が守り切れるかどうか。それを日米安全保障条約があるから、米軍が勝手に使用できるから、ヘリパッド移設が返還条件だからやむを得ないですと。しかし、オスプレイは困りますと言うときに、私はやはりこの人類的課題である生物多様性の北部ヤンバルを守ると。改めて県民がオスプレイ配備反対、そして地域住民も含めて今、いろいろと新たな課題があるときに、少なくともオスプレイが離着陸する東村高江のヘリパッドをどうぞ進めてください、構いませんとは言えないのではないかと思います。どうですか。

○又吉進知事公室長 先ほど来申し上げておりますように、この着陸帯の移設を県はウエルカムと言ったことはございません。これはある種のやむを得ない判断でありまして、しかも地元も大変なお考えのもとにそれを容認の上で、いろいろな条件を出している状況であります。また、日米安全保障条約の運用といったさまざまなファクターがそこにあるわけでございまして、現時点におきましては、SACOの最終報告に示された合意案を着実に進めることが、県が求めている基地負担の軽減、基地の整理・縮小につながるという論点に着目して、現在の姿勢になっているわけでございます。

○前田政明委員 この選択は間違っていると私は思います。これは必ず歴史的な禍根を残します。やはり速やかに、知事は辺野古の普天間飛行場代替施設についても、県民世論を背景に自分は推進する立場だったけれども、名護市長選挙やその他いろいろな状況を踏まえた県民世論の流れの中で、これは実質的に不可能だと。そういう面で、少なくともこれは世界自然遺産登録以前の、人類的に貴重な生物多様性を守らなければいけないことを何よりも行政として最優先してやるべきではないかと。そして、ヤンバルの訓練場の中で、東村高江の集落はベトコン村ということで米軍からいろいろあって、ベトナム戦争の訓練の被害者にもなっていると。そして今、多くの方々が言っている枯れ葉剤、それが使われたかもしれないと。使われていると思いますけれども、県民の水がめも含めて本当に守らないといけなと。北部訓練場の速やかな撤去、そして北部訓練場の全面返還、これも移設条件つきですよ。すなわち、SACO合意が破綻しているのは、那覇港湾施設もそうですけれども、結局かわりのところがなければ返しませんということで普天間飛行場も16年、今度は北部訓練場の過半は返すから新たな基地を認めろと。これほど屈辱的なことはないです。

銃剣とブルドーザーで奪った土地を返すのが当たり前ではないかと。そういう面では私は無条件撤去と。即時閉鎖・撤去という方向こそが解決の道だと思いますし、これを他府県に持っていけと言っても、このような危険なものをどこも受け入れるところはないです。そう提案すべきだとは思いません。やはり改めて、日本の防衛とは関係ない危険な海外侵略の海兵隊、ましてや世界でもまれな北部訓練場を一北部訓練場があるから海兵隊もここにいて、逆に海兵隊がいるからまたあるのだけれども、今の沖縄県民の立場からすれば、私は当然、東村高江の皆さんやその他が言っている世界自然遺産登録を前提として、ヤンバルの森を守ると。そういう意味で、皆さんが非常に知恵を出して防衛省に質問を出していることは私は大変評価します。そういう客観的な資料に基づいて、ぜひ知事も判断していただきたい。すなわち政策的な判断で、これはS A C O合意優先だからとかではなくて、改めて今の到達点で。皆さんの基地問題関係部署の体制も強化されていますし、これはとても評価します。そういう面では、いつも我々は提案していますけれども、このヤンバルの自然のすばらしさを世界の人々に、米国の新聞や日本全国の新문에沖縄の森はこんなにすばらしいところなのだと。それをぜひ沖縄県としては世界自然遺産登録したいのだと。このような広告などは出してみませんか。

○又吉進知事公室長 基地問題に関するアピールというのは、議会の場でもいろいろ御提案いただいております。効果的なアピールの場を考えていきたいと思っておりますので、今の話につきましては、御提案をしっかりと受けとめたいと思います。

○前田政明委員 知事は、振興策とリンクして基地を認めるという選択はあり得ないですよ。

○又吉進知事公室長 基地問題と沖縄振興はリンクしておりません。

○前田政明委員 振興策やその他とリンクして、辺野古の代替施設の埋め立てを容認することもないですよ。

○又吉進知事公室長 少なくとも振興策と基地問題がバーターというのですか、そういう形で政策判断が行われることはないと承知しております。

○前田政明委員 普天間飛行場の閉鎖・撤去、これは速やかにやるべきだとい

うことで、しっかりと追求していくことに間違いありませんね。

○又吉進知事公室長 今、県が申し上げているのは速やかな移設返還、しかも県外移設でございます。

○前田政明委員 私は無条件撤去こそ解決の道だと思います。さまざまな日米両政府からの圧力もあると思いますけれども、米国でのシンポジウムなどを含めて皆さんが客観的に質問して、得ている資料は私は大変すばらしいものがあると思います。これまでにない。又吉知事公室長になって、その辺は非常に評価しております。具体的な事実に基づいてどのように判断すべきか。その判断する視点がまた違うところもあると思いますけれども、その材料である事実関係をしっかり出してもらっている点については高く評価しますので、そこはぜひ県民にしっかりとした情報提供をしていただきたい。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 陳情説明資料の17ページ、陳情第171号の2を確認したいと思うのですが、まずここに書かれているのだけれども、沖縄県は世界自然遺産登録を目指しているのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 世界自然遺産登録につきましては国の所管事務ではございますけれども、沖縄県も沖縄21世紀ビジョンの中に遺産登録を目指しますと明記してございますので、連携して頑張るつもりです。

○呉屋宏委員 沖縄21世紀ビジョンといいますと、策定してそう間もないわけですから、1年ぐらいなわけですから、それまでの間は目指していなかったと。

○下地岳芳環境企画統括監 具体的な動き、例えば暫定リストに上げるとか、そういう話が出てきたのがつい最近でございます。ただ、そこを国立公園化一要するに、返還予定地も含めて国立公園化して鳥獣保護区をふやすとか、そういった貴重な自然を確保するために、担保する手段としては常々考えてきました。

○呉屋宏委員 世界自然遺産は世界的な規模でやるわけですが、例えば自然国

定公園として皆さんが目指す道は、これまで努力してこられたのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 公園そのものは国の所掌事務でございますので、私どもとしてはヤンバル地域の3村、東村、大宜味村、国頭村、その中の貴重な森林帯の部分を鳥獣保護区として指定したり、あるいは自然環境地域として指定したりして、私ども県ができる範囲の制度づくりはしてきました。

○呉屋宏委員 例えば、これは皆さんの平成22年度の報告書なのか、環境白書。これを見ていると、この86ページにある本県の自然公園の概要とあるのだけでも、例えば世界自然遺産に到達する前に、ぜひ国定公園としての縛りを努力してほしかったと思っているのだけでも、今、世界自然遺産の登録を目指すという地域は、大まかに言えばどのあたりですか。

○下地岳芳環境企画統括監 今、国が持っている方針は、奄美から沖縄本島、要するに琉球諸島を通じて、石垣地域までの長いエリアを想定しております。

○呉屋宏委員 沖縄21世紀ビジョンで皆さんが考えているのもそういうところですか。国の考えに沿ってということですか。

○下地岳芳環境企画統括監 おっしゃるとおりです。

○呉屋宏委員 例えば今、鳥獣保護区だとか言っていますがけれども、私は北部にかかわってもう30年近くになる。ここ7年ぐらいはずっと国頭村に行っていますけれども、そういう状況を見ながら、逆に質疑したいのだけれども、確かに前田委員が言っているように、あの地域にオスプレイをおろすのは本当に大変なことだと思っています。もちろんSACO合意によって北部訓練場は半分ぐらい返還されるわけでしょう。そこはもう実施されたのですか。返還されたのですか。

○又吉進知事公室長 返還の条件が7つある着陸帯のうち、6つを既存の残地に移設するのが条件になっておりまして、返還そのものはまだ実施されておられません。

○呉屋宏委員 おとといの月曜日、私は国頭村安田にいました。3時から新聞にあるとおり、ヤンバルクイナの郷宣言をするということで呼ばれて、そこに

行きました。環境生活部がやらなければいけないのは、もちろん米軍施設の中に、もしかしたらたくさんのもんがいたり、いろいろなものが除去できないでそこにいるのかもしれない。しかしこの沖縄県は、こういう問題が出てから米軍基地が問題になって、環境がどうだという話が出てくるのだけれども、実は我々沖縄県民も、ヤンバルで捨て猫だとか捨て犬をしているわけだよね。500匹ぐらいいたそうです。国頭村安田の集落と環境省、あるいはNPO法人が一緒になって、猫の不妊治療を一生懸命やって、この10年間で野猫が8匹ぐらいまで少なくなったわけだよね。そういう努力を皆さんは本当にやっているのかというのが一基地問題で自然が破壊されるのはもちろんわかる、やってはいけないこと。けれども、環境生活部はこういうことも努力しているのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 捨て猫、捨て犬の問題は、ずっと以前からヤンバル地域の貴重な野生生物に影響を与えるということで、動物愛護週間等を通して普及啓発などいろいろな運動をしてきました。それから貴重種であるヤンバルクイナの輪禍事故一車にひかれたりするというものも、ドライバーへの普及啓発等を運動としてやっております。

○呉屋宏委員 私はヤンバルクイナの郷宣言をしたおとといの状況を見て、環境省の若い人たちがユニフォームを着て、4名出席しています。村長はもちろん、村議会議長やさまざまな方々が出席している。NPO法人が一生懸命やっています。獣医たちが一生懸命やっている。しかし、残念ながら県の姿が見えないわけです。もちろん自然保護課長に声をかけたら、喜んで来ていましたけれども、そこには県の施策が全くない。もし、あそこが本当に世界自然遺産に匹敵するところであり、もっと国定公園として守らなければいけないというのであれば、こういう活動をちゃんとやっているのだったら、もしかしたら北部訓練場も全部なくなったかもしれない。本当に県の足跡が見えないのです。そのあたりはどうですか。

○下地岳芳環境企画統括監 所管課においてもそれなりに一生懸命やってきたと理解しておりますが、御意見を踏まえて今後とも頑張ります。

○呉屋宏委員 私は国頭村、東村、大宜味村の3つは、本当にどのような手法であっても開発してほしくない。最低限の開発は生きるために仕方がないのかもしれないけれども、ここだけは、この3村だけはさわってほしくないという思いがとても強いのです。そのかわり、向こうは村が中心となってやってい

るわけでもない、環境省が中心となってやっているわけでもない、その集落とNPO法人が一生懸命そこをどうするかと考えている。あの発表を一度ごらんになったほうが、こういう自然を国立公園にするかどうかというのはもっと燃え上がると思う。基地を反対するために国立公園をつくるだとか、その世界自然遺産をやるとかという話ではない。やはりそれは、本当に根っこから積み上げていって、たまたまそういうものに影響して、基地がなくなるという方針にもっていかない。今まで余りにもほったらかし過ぎたと思う。そういう部分から生じた野猫のふんからヤンバルクイナの羽が見つかって、それでやられていることを認知して10年前に始めている。私はすばらしい地域活動だと思いました。これを皆さんがどうバックアップするか。お金を流せばよいということではなくて、どうやるかという知恵も考えながら、そして絶対的にこの北部訓練場をできるだけ押し込んで、前田委員が言うようにオスプレイの問題だって、私も絶対に影響はあると思うのです。そのところの強い意志をもう一度環境企画統括監から聞きたいのだけれども、どうですか。

○下地岳芳環境企画統括監 ヤンバル地域の自然の豊かさは重々認識しております。それを保全していくためにも、我々はその一つの脅威であるマングースによる貴重野生生物の被害をまず第一に防除しないといけないということで、マングース防除には特に力を入れてございます。それでSTライン—マングース北上防止柵とって、大宜味村あたりで北上をとめるための防護柵もやっていますし、それから今回、緩衝地帯をつくって、その中でもマングースの北上を防ぐための手段をやっていきたいと考えております。それと環境省那覇自然環境事務所と連携を図りながら希少種の回復調査、それから国立公園あるいは保護区なども頑張っていきたいと思っております。

○呉屋宏委員 例えば、皆さんが先ほど言ったように、北の3村の全体を国立公園として申請するつもりはあるかどうか確認したい。

○下地岳芳環境企画統括監 そのとおりでございます。

○呉屋宏委員 国立公園は、その中に基地があっても大丈夫ですか。

○下地岳芳環境企画統括監 米軍基地は国内法が及ばないところでございますので、我々としては返還されてきた段階で、その中の貴重な野生生物をどうしても厳格に保全しなくてはならないところ、それから共存しなくてはならない

一要するに林業、それから保全という部分で共存しなくてはいけない部分、あるいはまたレクリエーションの場として活用しなければいけない部分とか、その辺はゾーニングをしながら、より厳格に守るべきところを順次国定公園にするという国の方針と連携を図りながら、頑張っていくつもりです。

○呉屋宏委員 去年7月24日に地上デジタル放送—地デジがスタートしました。私はこの事業にもかかわっていたのだけれども、国頭村安波、安田、伊部、楚洲、伊江、これらの集落には地デジが届かなかったのです。NHKがほったらかした。あれに間に合わせてつくったのだけれども、東村高江から国頭村安波に向けて、特に国頭村安田の県道70号線は電柱1本打つのに日米協議です。このようなところを本当に国定公園にできるのですか。私はそこが不思議だけれども、できるのですか。米軍基地を抱えていて、国定公園として指定できるのですか。自信はあるのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 テクニックの話で申しわけないですが、基地内の部分は国内法が及びませんので、返還されない限り国定公園は無理です。その周辺というのは、国定公園にする意義があるかどうかを吟味しながら、これは可能です。

○呉屋宏委員 例えば、マングースが北上していくと言うのだけれども、そのマングースの北上をとめられない要因として、そこに北部訓練場という手の届かない施設があるわけですよ。その北部訓練場と民間地域でのマングースが北上できないような施策というのは、どういうものがあるのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 S Tラインを引きながら、私どもとしては基地内については米軍の協力を得ながら、マングース駆除は実施しております。

○呉屋宏委員 私は県道2号線などもずっと見ているけれども、あのあたりで皆さんが本当にマングースを北上させないような施策を、基地という手が出せない地域までやっているとは思えないわけです。要するに、皆さんは基地の中でもマングースが北上しないようにやっているのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 地域としては、東村平良から大宜味村塩屋までのラインに網を張っているのです。これが北上防止柵です。基地の中に張りめぐらすという話ではないのです。そこから北上しないようにまずはS Tラインか

ら北のほうを順次駆除して、限りなくゼロに近づける。そして緩衝地帯として、S Tラインよりさらに南側にもう一本網をかけまして、そこを緩衝地帯、ここでコントロールしていくという事業を進めていますので、結果的には米軍基地についても、ある意味S Tラインで防いでいるという理解をしています。

○呉屋宏委員 その東村平良、大宜味村塩屋の間の北側には、マングースが北上していないということになるわけですね。

○下地岳芳環境企画統括監 北上していないという、ゼロあるいは多数という話ではなくて、ある程度ヤンバル地域の野生生物を保護するための手法としてそのラインを引いてあって、それは完全に密閉してごさいませんので、道路はあいている部分もあります。そこから北上している可能性もありますが、北上した分についてはラインより北側で捕獲作戦をしますので、そこで駆除するという手法です。

○呉屋宏委員 そのラインを超えたら、もう基地の中に入って行くわけです。基地内に入ったら、もう皆さんは手を出せないのだよ。県道2号線までずっと北上していくわけです。この間の山の中を。この対策をどうやっているのかということだけを確認したかったのだよ。なぜかといったら、あの集落の人たちが一生懸命やっているから、皆さんはどうやっているのかという努力の跡を見たいわけだよ。今の話ではラインを引いているだけであって、ラインを引いたからといって、こっちから越えないという保証はないですよ。

○下地岳芳環境企画統括監 基地の中でも捕獲していて、事業を実施しているのです。今、手元にその実績を探していますが、実際にやっているのです。ですから、基地の中に逃げ込んだマングースを必ずしも全匹数放置しているということではないです。

○呉屋宏委員 頑張ってください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 まず、今の質疑の陳情説明資料の17ページ、陳情第171号の2、基本的なことをお伺いしたいと思います。先ほど又吉委員からも質疑が出

ましたので、私は、基本的にはヤンバル地域の国立公園化については反対ではなくて、そういった意味では賛成の立場からお聞きしたいのですが、先ほど環境企画統括監が、国立公園化に向けては地元市町村はもちろんですけれども、了解を取りつけるということで地主の話もしていました。実際に今まで県が公園化する場合に、地主を含めて同意を取りつけて公園化した経緯はありますか。

○下地岳芳環境企画統括監 県立公園の普通地区については、各個人の同意そのものではなくて、公聴会とかあるいは説明会等でルール説明をして、納得をいただいているという中で説明しております。

○中川京貴委員 先ほど又吉委員から質疑があったときには、環境企画統括監は地主の声を聞いてという答弁をしているのです。これは確認してください。

○下地岳芳環境企画統括監 当然、国立公園の中でも特別地区につきましては、ある程度規制がかかります。例えばそこにある植生は伐採してはいけない、あるいは物をつくるときに許認可というのがありますので、地権者の合意は当然必要です。ただ、普通地区については、特に合意は求められておりません。

○中川京貴委員 その結果、この地域は県は買い上げをするのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 買い上げは予定してございません。

○中川京貴委員 そういった公園、県立も含めて公園地域に指定された場合に、この地主は自分の土地を勝手に使えない状況に追い込まれると。そして、ある意味では人の財産の価値を下げる部分も出てくると。建物も規制されるし、用途も勝手に変更できないということもあって、県としては、そういったところを指定した場合には網をかぶせる形になります。それを将来買い上げるとか、何らかの措置があつてしかるべきだと思うのですが、勝手に指定して、その後は地主が使いたくても使えないという状況になって、果たしていかなものかという質疑をしているのです。

○下地岳芳環境企画統括監 おっしゃるとおり、要するにゾーニングといえますか、指定された地域のある地権者からは、そういう買い上げの話もございません。ただ、買い上げた事例はないです。なお、固定資産税の減免措置がされているということでもあります。

○中川京貴委員 そういった地主が集まって、この一部だけを外してくれと言うことは可能ですか。

○下地岳芳環境企画統括監 その指定した広い範囲一個人の持ち分だけではなく、エリアとして判断しますので、その中で、例えばそういうピンポイント的に外してくれという話は、なかなか想定できないお話です。

○中川京貴委員 呉屋委員からもありましたように、国立公園も含めて県がビジョンを掲げたからには、これは責任を持った行動が伴わないと、ただ掲げただけでは問題解決にはならないと思っています。これは提案しておきます。

陳情説明資料の10ページ、11ページ、13ページ、14ページです。陳情第138号、陳情第139号、陳情第152号、陳情第153号と関連するのですが、私は正直言って、このオスプレイの早期配備に関する陳情が出たことに少しびっくりしているのですが、オスプレイ反対は県民の総意ではないということで撤回しなさいとか、いろいろな陳情が出ていますけれども、10ページの尖閣諸島や離島防衛における抑止力に決定的に有効なものであるという陳情が出ているのですが、県はそれをどう認識しているのですか。

○又吉進知事公室長 オスプレイがいわゆる沖縄の海兵隊の抑止力を高め、結果として尖閣問題を含む国際間のあつれきにも有効だというのは、これは非公式、公式に防衛省が言っている立場だと思います。しかしながら、そもそも県は昨年来その抑止力とは何ぞやと。あるいは海兵隊の意義づけは何ぞやということは何度も何度も質問しておりまして、なかなか県あるいは県民が納得する回答が返ってきていない中で、御意見は御意見として大変しっかり聞かなければいけません、県として尖閣の問題、オスプレイの問題、抑止力の問題を一体的に議論することは、まだ尚早だと思います。

○中川京貴委員 次の11ページにも出ておりますが、ここに尖閣諸島は中国の核心的利益であると中国は発言していると。この核心的利益という言葉は初めて聞くのですが、今の状況は代表質問、一般質問でも出ておりましたし、知事も日本と中国、台湾を含めた外交的、国レベルで協議していただきたいという答弁を聞いた覚えがあるのですけれども、実際県はこのままの状況で沈静化、ゆっくり何とかおさまってほしいという考え方なのか。この機会にしっかりと沖縄県の領土であり、沖縄県の地域であり、日本の領土であることをしっかり

中国に訴えるべきだという意識を持っているのか。どちらでしょうか。

○又吉進知事公室長 まず、この問題は知事公室の所管ではないのですが、今、県のスタンスをあえて私から申し上げますと、尖閣諸島は我が国が実効支配している、我が国固有の領土であるという立場は全く揺らいでおりません。しかしながら、昨今この問題でそれぞれの国に動きがあると。知事は議会答弁で、これはやはり政府において、しっかり処理していただきたいというスタンスを崩しておりません。これは1つに、やはりいろいろな方がおっしゃる結果として起こることが、なかなか予測しにくいと。例えば、一連の動きに火をつけたのが東京都知事の方針あるいは態度だと思いますが、その都知事はこのような状態になることを本当に予測していたか、さらにそれが翻って我が国の企業でありますとか、あるいは沖縄にも影響を及ぼすことをしっかり予測していたかということがございます。したがって、行政はそういったことまでしっかりと判断して、その発言なり、あるいは態度を表明しなければいけないということがございますので、委員がおっしゃられた点につきましては、慎重に判断すべきであろうというのが県の考えでございます。

○中川京貴委員 普天間飛行場の問題もそうですけれども、きのうですか、宜野湾市長を初め仲井眞知事がオスプレイの問題で総理と会っております。テレビやニュースでやったとおり、すぐ行動して、県民の声として危険の除去を訴えてまいりました。しかしながら、石垣市の中山市長が石垣、宮古地域の漁民の皆さんの安全と漁獲高を上げるためにも、知事を先頭に取り組んでいただきたいと、避難港をつくっていただきたいという要望もたしか出ているはずですが、知事公室長は我が国が実効支配と言っていますけれども、果たして実効支配一韓国が竹島を実効支配している現状を見ていると、果たして石垣の人、宮古の人にも上陸できない地域を日本が実効支配したと言えるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 そのあたりは、県は政府の姿勢を尊重するというところでございまして、県としての判断についてはコメントを控えさせていただきます。

○中川京貴委員 次に12ページですが、陳情第145号。これは嘉手納町議会から提出されておりますステルス戦闘機F22ラプターの件ですが、これは新聞に出ているとおり、嘉手納飛行場から出て行くと。しかしながらF35が嘉手納飛行場にと報道されていますが、県としてどれだけ情報収集をしているのか。もしわかればお聞かせ願いたいのですが。

○又吉進知事公室長 F35につきましては、報道でカーター副国防長官が、いわゆる総体的な今後の軍事配置の中で言及したと聞いております。嘉手納飛行場をどうするというよりも、総体的な機種変更の中で、嘉手納飛行場の部隊が一つの対象になり得るといふ趣旨の発言だったと思います。そのいかなる機種であれ、現在の嘉手納飛行場の負担を考えますと、嘉手納飛行場にこれ以上の負担をもたらすことがあってはならないというのが県の基本的なスタンスでございます。しかしながらF35についてはまだ試作段階だと聞いておりますし、オスプレイのような非常に重大な問題があるのかどうかについての情報がございません。したがって、そういった情報をしっかり収集してまいりたいと考えております。

○中川京貴委員 陳情第145号の処理概要の下から4行目ですが、米軍及び日米両政府に対し、要請を行うとあるのですが、県が言う米軍というのはどの部分でしょうか。県内の司令官なのか、どの部分を指していますか。

○又吉進知事公室長 毎年行っている米軍に対する働きかけというのは、県内の司令官あるいは在沖米軍沖縄地域調整官といったところでございます。また、軍転協では横田基地の在日米軍司令部まで行っておりますし、場合によっては知事訪米の際に、過去には太平洋地域の司令官にまで要請したことがございます。

○中川京貴委員 この件は私も一般質問、代表質問で何度か取り上げたことがあるのですが、このF22も含めて、F35も今のそういった状況の中で、嘉手納飛行場の司令官レベルではそういった問題は解決しないと思っております。ですから前にもこの話をしましたけれども、やはり米国に要請行動を、今度議会でも与野党問わず要請行動すべきだと。日本に幾ら要請しても、日本が米国に言い切れない。解決策にはならないと思っております。やはり地元の声として、知事公室長も含めて知事が訪米して、そこで現場の状況をしっかり訴えて、これ以上の基地の強化や負担は許さないと。沖縄の全ての基地に影響する問題になりますということも含めて要請すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃっていることは大変理にかなっていると思います。ただ、そのタイミングでありますとか、相手は誰かといった十分な検討が必要ですが、もちろん外交の仕組みがしっかりあって、それは尊重しな

ければなりません、沖縄の状況を米側にわかっていただくという行動は大変重要であると考えています。

○中川京貴委員 本當にうるさい。本當に住んでいないとわからないぐらいとにかくうるさくて、やはり約束を守らない。彼らからすれば、これは任務なのです。ですから、地域住民の声をというはその次で、彼らは一生懸命仕事をしているのであって、仕事をして何が悪いという状況の中で、やはりその最高司令部や国防総省、その段階に地元の声を訴えないと、県内の司令官レベルではこの基地問題、騒音問題は解決できないと思っております。オスプレイの問題も普天間飛行場の問題も、ぜひ知事公室長が整理して、沖縄の基地問題として早いうちに訪米すべきだと思っております。

○又吉進知事公室長 実際に嘉手納飛行場、普天間飛行場の騒音にさらされている方々、住民の御苦勞は、実は私はそうではないのですが、本當に想像するに余りあると思っております。したがって、今の御提案につきましては、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○中川京貴委員 日米安全保障体制は理解しているし、日米安全保障条約があったから今の我が国の高度成長もあるし、沖縄県もあるという人たちでも、騒音問題だけはだめだという人も多いのです。そういった意味では、やはりこれ以上の基地負担は許さないという姿勢をしっかりと県は持っていただきたい。以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 陳情処理概要の1ページ、陳情第128号の北部訓練場のヘリパッドの件です。これまで先輩委員の皆さんから質疑がありましたので、かみ砕いて確認しながら皆さんに申し上げたいと思うのですが、この間、ヘリパッドの問題で辺野古の基地、そしてヤンバルのヘリパッドは一体運用だということで、辺野古が実際にはもう不可能だと。普天間飛行場の辺野古への移設は不可能だから、どうぞ県外を求めてくださいというのが県の立場です。ですから、基地が要らなければ、必然的に基地から向かう訓練場も必要なくなるというのが論理として正しいような、わかりやすい論理だと思うのですが、どうも県の説明では、SACO合意を粛々と進めながら、ここは認めながらもオスプレイ

にも反対する。普天間飛行場の移設にも実行不可能であるという立場を貫くのだと。県民から見たら論理そのものが非常に苦しいなど。朝から見ていて非常に苦しいなど。この矛盾をどう払拭するのだろうかずっと聞いていて、この間全くもってわからないというのが県民の皆さんの思いだろうと思うのです。その辺の整合性といいたいまいしょうか、論理そのものが苦しい状況の中、基地問題を抱えている知事公室長として、県民に対してどういった立場でどうアピールするのか、改めてお伺いしたいのですが。

○又吉進知事公室長 まず、県はこの基地の整理・縮小を求めていると。いかなる形での基地負担も減らすべきであると。しかしながら、これが直ちに、あしたあさってで除去できるとは考えていないと。したがって、これは段階的あるいは現実的に行う必要があると。さらに、これは国家間の約束事ですので、基地の提供者である我が国政府の責任でしっかり行っていただく必要があると。そういったことを前提といたしまして、現実には海兵隊の兵力削減、さらに普天間飛行場の県外移設といったことを求めているわけでございます。したがって、もちろん委員がおっしゃるように、個々の事象は米軍の運用ということで全て関連があるわけでございますが、一つ一つの事象について、現実的あるいは地元の意向も踏まえながら解決していくというのが現在の県のスタンスでございます。

○仲宗根悟委員 知事も総理大臣に会いに行ったり、いろいろ沖縄が問題を抱えているものを早く解決してほしいということで行くわけですね。知事公室長がおっしゃったように、国対国の問題ではあるのだけれども、使われているところは実際に沖縄県にあるわけです。そういう意味で、先ほど言ったように知事もそういうことを解決してください、それを解決しないことには私たちの向こう10年の振興策、沖縄21世紀ビジョンも達成し切れなくなりますから、私たちがこの21世紀ビジョンでも描いている沖縄は、やはり基地のない沖縄をスタンスとして描いていきながら、今の問題を解決していこうと。それを要請しているわけですね。日米両政府に対して機会あるごとに要請している、県はやっているということはおっしゃるのですが、この辺はいろいろ戦術を変えながら、どういった形で早目に解決できるのか。そして、県民が納得できるような解決策を見出せないかというのは、これからといいたいまいしょうか、今もそうでしょうけれども、喫緊の課題だと思うのです。その辺について戦術を変えるとか、いろいろ練り直しというのでしょうか、その辺のことも考えながら、がちが明かないなとか、ここにぶち当たっているなど。それで地域安全政策課もで

きたと思うのです。その辺について将来的にこうしたいと、そして基地はこう解決するということを県民にアピールしないことには、お話がありますようにオスプレイが来たら、ヤンバルの森も大変になるぞと。そして、ハワイでは遺産への懸念があるので、遺産が壊されそうだからやめてくれと言ったら、素直にやめていると。ニューメキシコ州では低空飛行はやめてくれと言ったら、やめてくれると。一体全体、午前中からあるように沖縄県民140万人が総意として、あるいは10万数千人が集まった県民大会も開かれたと。米国に対する抗議集会が開かれたとニューヨークタイムズも報じているのです。そこからオスプレイは自然を破壊します、県道を挟んで東村高江の集落も周辺にあるのですと。ハワイは許されて、この辺は許されないのですかと。SACO合意はSACO合意として、ただ返してくださいと。もう破綻していますと。こんなに多くのヘリパッドは要らないのではないのですかというぐらゐのアピールというのでしょうか、そういう立場に立っての物事の考え方というのでしょうか、そういう要請の仕方はないのですか。どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 いろいろな委員から御意見がありました。確かに国家間の決まり事といたしますか、約束事で沖縄の基地は置かれているわけでございまして、それに対する提供責任者は政府であると。その政府に対してきちんと県民の生命、生活の安全を考えて行ってほしいというのが県のスタンスでございます。ただ、なかなか県側にそれを直接とめる法的根拠でありますとか、そういうものがない中で、市民運動の方々も含め、あるいは各市町村、県もこれまで非常になかなか進まない整理・縮小に大変いら立ちを感じているのが現状だと思います。いわゆる基地の返還アクションプログラムのことをつくって、それをやっていくということが何度も言われているわけですが、当面、オスプレイの問題に全力を尽くしたいと考えておりますし、それから普天間飛行場の危険性の除去、さらに嘉手納飛行場の騒音といった、かなり現実に県民生活に影響を与えている課題に対して、集中的に取り組んでいくことが必要だと思えます。

○仲宗根悟委員 繰り返しですけれども、その県民の思いと県政の姿勢、片一方では反対を唱えながら、基地はSACO合意だからしょうがないでしょうという立場。そして、辺野古に普天間飛行場は移設させないという意味でも、演習場は粛々とつくって容認するというのが非常にわかりにくい、非常に論理が苦しいと、そう抱いている県民の方々が大半だと思うのです。そういうことを払拭する意味でも、皆さんはぜひ県民の立場に立って物事を考えていくのだと。

そして、こういう施策でもって基地問題に臨んでいくということを打ち出す必要があるのだと思いますので、その辺もぜひ考えながら進めていただきたいと思いますのですが。

○又吉進知事公室長 常に県民の視点を忘れずにこの問題には取り組んでまいりたいと。これまでも取り組んできましたし、今後もそうしていきたいと思っております。

○仲宗根悟委員 次に陳情説明資料の2ページ、陳情第129号、枯れ葉剤の件ですが、こちらにも新里委員、それから比嘉委員からもありましたとおり、その元兵士の言う証言に疑問、そして信憑性がないという米国からの報告があつて、それを受けて事実関係の情報収集に努めていきたいと書いているのですが、皆さんはその報道を受けて、北部訓練場周辺の水質調査もされたと。それで全て環境基準以下であったという内容で書かれています。ただ、1つ確認したいのですが、その兵士の具体的な証言が新聞報道されました。100リッターが入るドラム缶50本が北谷町の東側、ハンビー飛行場の北側に埋められたとあるのですが、どうして50本も埋めなくてはならなかったのかという事態そのものも詳しく述べているのです。船で運んでいるときに座礁して、そこでこぼれたと。それでそのドラム缶を片づけたという内容なのですが、その座礁した事実はあるのかどうか、その船は一体全体どうなったのかというところまでも皆さんは検証したのかどうか。そのときの、1969年の証言のもととなる船の取り扱いはどこに行ったのかとか、あるいはあったかどうかの事実は調べたことがあるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 今、おっしゃった事実確認というのはなかなか難しい面がございます。当然県には記録が残っておりませんし、そこに報道があると。したがって、そういった米軍の運用であるとか、そういったものにつきましては、これは政府の責任でしっかり説明してくださいということを申し上げ、政府は先ほど来答弁させていただいているような結論なわけです。ただ、やはり何らかの手がかりはないかということで、例えば北谷町長と報道で出た地形とか、こういったものを思い当たったり、あるいは町として一町民が一番近いわけですから、そういう情報なり、証言がありませんかということで意見交換をしているわけですが、何かはっきりとした具体的な情報はまだ得られていないと。ただ、引き続き情報収集はしてまいりたいと思っております。

○仲宗根悟委員 この船についてはどうですか。

○又吉進知事公室長 先ほど申し上げたように、この船については確認する手だてがないので、政府に聞いているということでございます。

○仲宗根悟委員 平成12年度からダイオキシン類対策特別措置法—ダイオキシン特措法で河川の水質を調べているのですが、平成12年度からのダイオキシン類の調査は、これは別に枯れ葉剤があったからどうのこうのではなくて、通常のダイオキシン措置法にのっとっての調査ですか。

○下地岳芳環境企画統括監 2つございまして、1つはダイオキシン特措法に基づく発生源周辺の大気、土壌等の調査が義務づけられておりますので、それに基づいての調査です。県内をたしか3ブロックに分けて、順繰り調査をしてございます。これは主に焼却施設を中心に、それから生活環境に影響がないかという視点で調査しております。それから、先ほど申し上げました平成19年のお話でございしますが、新聞報道で北部で枯れ葉剤散布という記事が平成19年7月に出ましたので、基地内に立ち入る場所が特定できないものですから、基地周辺の公共用水域の調査を実施したということでございます。

○仲宗根悟委員 少し疑問ですが、基地の中の川ではなくて、基地外周辺での検査ですよ。ということは、基地は上流にあって、基地の外に流れていると考えてよいのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 当然、基地周辺の調査でございしますので、水であれば上流から下流へという発想でもって、基地が上流にあるところの下流という視点です。

○仲宗根悟委員 基地の中に下流である川も存在するのではないですか。そこは調べていないのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 あえて言えば、普天間川あたりは基地の中を通過していきます。あのあたりは下流域ではないかと。

○仲宗根悟委員 あと1点だけ聞かせてください。枯れ葉剤による健康被害発生は報告されていないと位置づけているのですが、健康被害について、枯れ葉

剤の影響でこの人はぐあいが悪いですという事例がないと言っているのですが、実際にこの枯れ葉剤が及ぼす疾病ですとか、起因する疾病ですか、健康被害はどういう区別でわかるのですか。

○国吉広典保健衛生統括監 枯れ葉剤イコール健康影響ということではなくて、枯れ葉剤を製造する過程で生成されるダイオキシンの健康への影響が厚生労働省のホームページに記載されているのですが、枯れ葉剤の健康リスクは、基本的に長期摂取した場合、食物連鎖等によって直接摂取した場合によって、これは動物実験による影響ですが、例えば胎児の生態系に影響を及ぼす可能性があるという指摘とか、高濃度にさらされた場合の人に対する発がん性等が指摘されております。

○仲宗根悟委員 その疾病調査、健康調査ですが、ぐあいが悪くなって病院に行ったときに、この人はダイオキシンのように冒されているとはっきりわかるのですか。

○国吉広典保健衛生統括監 ダイオキシンの毒性、ダイオキシン類の性状とかは先ほども少し申し上げましたが、人の体内に取り込まれる仕組み等々から、現状としてはこのダイオキシン類の環境汚染の実態とか、人へ実際に暴露された実態がまだ明らかではないわけですから、何らかの症状を訴えても、その症状自体が枯れ葉剤、ダイオキシンによる影響なのかという因果関係を解明するのは非常に困難であると考えております。

○仲宗根悟委員 困難ではあるのですが、午前中にもあったように、関係されると思われる、そこで仕事をしていたと思われる方々を積極的にといてまいりましょうか、そういう必要はないと断じているようですが、本当に必要ないのですか。

○又吉進知事公室長 委員がおっしゃることは大変理解できます。ただ、体調を崩されたというのですか、そういう方が何かこれまでの証言で、かつて米軍基地で働いていて、それに接したといったような具体的な証言なり、あるいはそういったものがあればやはり調査すべきだろうと思います。話は別ですが、いわゆる印刷業者が扁平がんでしたか、ああいうものになるということがありました。あれは、がんを発症した方々が実は印刷工場で働いていたと。そこで因果関係がはっきりわかったということがございます。それに類するようなことが米軍基地の従業員でありますとか、あるいは米軍基地近くにお住まいであ

った方から証言が出るようでありましたら、これは直ちに調査したいと思いません。

○仲宗根悟委員 わかりました。

最後に陳情説明資料の12ページ、陳情第145号です。陳情者は、その段階で6カ月を予定しているF22ラプターの配備に抗議、中止を求めているのですが、県も外来機、常駐機にかかわらず、その訓練等については県民に不安を与えてはならないとおっしゃっているのですけれども、このF22の訓練前と訓練している間の騒音がどのように変わっているのかという調査、県の測定調査はどういう状況になっているのでしょうか。

○上原栄淳環境保全課長 F22が暫定配備されたのが7月28日ですが、それから9月27日まで県が嘉手納飛行場周辺で測定している結果を取りまとめたものがあります。それと配備される前の7月1日から7月27日までを比較しているのですが、航空機騒音のW値、うるささ指数で見ますと、11測定局中6局でW値が増加していると。特に、北側の滑走路に近い屋良測定局で5ポイント悪化しているというのがありました。それと航空機騒音の最大ピークレベルですが、それについても11測定局中9局で増加しているという事実があります。さらに1日当たりの騒音発生回数についても、11測定局中9局で増加していたということになっています。

○仲宗根悟委員 今回の測定結果があらわしたとおり、県はこの状態を異常だと感じていらっしゃるのですよね。

○上原栄淳環境保全課長 今回の配備前と配備中の数字から見ますと、やはり騒音発生回数とか、うるささ指数的にはふえているということと言えます。

○仲宗根悟委員 処理概要の中に、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による負担軽減を求めると記載されているわけですから、厳格な運用がなされていないと、裏づければそういうことですよ。

○又吉進知事公室長 この航空機騒音規制措置というのは、御承知のとおり日米合同委員会合意でございます。とにかくこれを少なくとも守ってくださいとずっと言っております。しかしながら、運用の所要によりといった形で十分守られていないと認識しておりますので、まず最低限のことをやってくれという

ことがこの趣旨でございます。

○仲宗根悟委員 県民に被害や不安を与えることがあってはならないという、県が言う不安ですが、この不安というのは何を指しているのでしょうか。

○又吉進知事公室長 航空機の運用にかかわることですから、航空機が起こす事態というのは、これまでの例からしますと騒音あるいは墜落、部品の落下といった事態が考えられます。

○仲宗根悟委員 このF22が訓練で嘉手納飛行場に来たときに私たちも抗議に行ったのですが、当時、F22は非常に問題がある戦闘機だと。低酸素症という問題を抱えている戦闘機なので、ぜひ今すぐ撤退してほしいという内容の抗議をしたのですが、それも含めての県の負担軽減の立場というのでしょうか、そういうことも含めてでしょうか。

○又吉進知事公室長 具体的なF22の特性はなかなか公表されていない部分がありますが、一般論として航空機は、安全に運用されたにしても騒音はまき散らしますし、いわゆる不注意等によって重大な事態を引き起こしかねないと。したがって、それは当然、周辺住民の方々が感じておられることであると考えているわけです。

○仲宗根悟委員 当初、6カ月の予定で入ったF22が、4カ月を残して2カ月余りで、あと2週間では撤退すると嘉手納町議会議長に述べたことが報じられているのですが、どのような意味で、この当初の6カ月の演習期間を短縮してまでも撤退するという意味は、どうお考えでしょうか。

○又吉進知事公室長 当然ながら、何か違う想定外の事態が起きたのではないかという疑いといいたいまいしょうか、県はそういう考えを持ちまして、照会しております。しかしながら、嘉手納飛行場当局からは4カ月で撤退すると。それ以上の情報はありませぬという回答でございました。

○仲宗根悟委員 どうも見ていたら、このふぐあいというものが払拭できなくて、沖縄からまた別の地域に行くのかと思ったりもするのですが、その辺も含めてこのF22、そして外来機などは沖縄で訓練してくれるなという強い立場で臨んでいただきたいと思うのですが、要望して終わります。

○又吉進知事公室長 全くおっしゃるとおりでございます、そのように県も要望してまいりたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情8件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、

議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼